

フィリピンにおけるコミュニティ隔離措置の最新状況
IATF-EID (新型コロナウイルス対策のための省庁横断タスクフォース) の関連決議概要 (仮訳)

10 月 18 日～11 月 3 日変更部分

【出所】 IATF 決議 35～146 (及び Omnibus Guidelines、各省発表資料)
官房長官名覚書 (2020 年 12 月 1 日付け)、大統領府報道官発表
<https://www.officialgazette.gov.ph/section/laws/other-issuances/inter-agency-task-force-for-the-management-of-emerging-infectious-diseases-resolutions/>
IATF 決議 104 号
<https://www5.jetro.go.jp/newsletter/manila/2020/IATF%20Reso%20104.pdf>

【適用期間】 2021 年 11 月 1 日～11 月 30 日

【隔離措置の種類】

高リスク	ECQ (Enhanced Community Quarantine)	強化されたコミュニティ隔離措置
	MECQ (Modified Enhanced Community Quarantine)	修正を加えた、強化されたコミュニティ隔離措置
中リスク	GCQ (General Community Quarantine)	一般的なコミュニティ隔離措置
	MGCQ (Modified General Community Quarantine)	修正を加えた、一般的なコミュニティ隔離措置
低リスク	(ニューノーマル)	(隔離措置の対象外)

※ 各地域に対する隔離措置の適用基準は、①直近 2 週間における単位人口当たり新規感染者数、②直近 2 週間の新規感染者数をその前の 2 週間の新規感染者数と比べた場合の伸び率、を主な指標とする。

【各隔離措置の適用地域】

ECQ	-
MECQ	●11 月 1 日から 11 月 15 日まで「修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置 (MECQ)」 ＜ルソン地方＞ CAR: コルディアエラ地域 (マウンテン州) V: ビコル地域 (カタンドゥアネス州) ＜ミンダナオ地方＞ IX: サンボアンガ半島地域 (サンボアンガ市)
GCQ	●11 月 1 日から 11 月 30 日まで「一般的なコミュニティ隔離措置 (GCQ)」 ＜ルソン地方＞ CAR: コルディアエラ地域 (イフガオ州、ベンゲット州、アパヤオ州、カリंगा州) I: イロコス地域 (南イロコス州、ダグパン市) II: カガヤン・バレー地域 (バタネス州) IV-B: ミマロパ地域 (オクシデンタル・ミンドロ州、オリエンタル・ミンドロ州、プエルト・プリンセサ市、パラワン州) V: ビコル地域 (アルバイ州、ナガ市、北カマリネス州) ＜ビサヤ地方＞ VIII: 東ビサヤ地域 (タクロバン市) ＜ミンダナオ地方＞ IX: サンボアンガ半島地域 (サンボアンガ・シブガイ州、北サンボアンガ州、南サンボアンガ州) XII: ソクサージェン地域 (ジェネラル・サントス市、サランガニ州、コタバト州、南コタバト州)

	XIII: カラガ地域(北アグサン州、南アグサン州、北スリガオ州、南スリガオ州、プトゥアン市、ディナガット諸島) M: バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域(コタバト市、南ラナオ州) ●11月1日から11月30日まで「制限が強化された一般的なコミュニティ隔離措置(GCQ)」 <ルソン地方> CAR: コルディエラ地域(アブラ州) II: カガヤン・バレー地域(カガヤン州、イサベラ州、サンティアゴ市、ヌエヴァ・ヴィスカヤ州、キリノ州)
MGCQ	●11月1日から11月30日まで「修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置(MGCQ)」 <ルソン地方> I: イロコス地域(ラ・ウニオン州、北イロコス州、パンガシナン州) IV-B: ミマロパ地域(マリンドゥク州、ロンブロン州) V: ビコル地域(南カマリネス州、マスバテ州、ソルソゴン州) <ビサヤ地方> VIII: 東ビサヤ地域(ビリラン州、レイテ州、南レイテ州、東サマール州、北サマール州、サマール州、オルモック市) <ミンダナオ地方> XII: ソクサージェン地域(スルタン・クダラット州) BARMM: バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域(バシラン州、イサベラ市、マギンダナオ州、スールー州、タウィタウィ州)

※ GCQ、MGCQ でも、対象を限定して ECQ を適用する場合がある。MGCQ では、NTF (National Task Force) と内務省が必要と判断する地域で厳格な規制(ゾーニングや隔離措置等)を適用。

【警戒レベル・システムの適用地域】

警戒レベル 5	
警戒レベル 4	●11月1日から11月14日まで「警戒レベル 4」 <ルソン地方> III: 中部ルソン(アウロラ州) <ビサヤ地方> VI: 西ビサヤ地域(バコロド市) VII: 中部ビサヤ地域(東ネグロス州) <ミンダナオ地方> XI: ダバオ地域(西ダバオ州)
警戒レベル 3	●11月1日から11月14日まで「警戒レベル 3」 <ルソン地方> CAR: コルディエラ地域(バギオ市) III: 中部ルソン(バターン州) マニラ首都圏(NCR) IV-A: カラバルソン地域(カヴィテ州、ラグナ州、リサール州) <ビサヤ地方> VI: 西ビサヤ地域(イロイロ市) VII: 中部ビサヤ地域(シキホール州) <ミンダナオ地方> X: 北ミンダナオ地域(北ラナオ州) XI: ダバオ地域(ダバオ市、北ダバオ州)
警戒レベル 2	●11月1日から11月14日まで「警戒レベル 2」 <ルソン地方> III: 中部ルソン(アンヘレス市、ブラカン州、ヌエヴァ・エジハ州、オロンガポ市、パンパンガ州、タルラック州) IV-A: カラバルソン地域(バタンガス州、ケソン州、ルセナ市) <ビサヤ地方>

	VI: 西ビサヤ地域(ア克蘭州、アンティーケ州、カピズ州、ギマラス州、イロイロ州、西ネグロス州) VII: 中部ビサヤ地域(ボホール州、セブ市、ラプラプ市、マンダウエ市、セブ州) <ミンダナオ地方> X: 北ミンダナオ地域(ブキドノン州、カガヤン・デ・オロ市、カミギン州、イリガン市、西ミサミス州、東ミサミス州) XI: ダバオ地域(ダバオ・デ・オロ州、南ダバオ州、東ダバオ州)
警戒レベル 1	

※対象となる地域が「警戒レベル1」となっても十分に安全であると保証されるためには、以下の条件を満たす必要があります。

ア ワクチン接種優先順位の A2(すべての高齢者)、A3(併存症のある人)のカテゴリー、及びワクチン接種する対象者の人口の少なくとも 70%の完全なワクチン接種率。

イ それぞれの地方自治政府(LGU)内の 3C(Closed、Crowded、Close Contact)の原則に基づいて識別可能な施設の目標数には、Safety Seal Certification Program に基づく Safety Seal Certification を付与する必要がある。

具体的な適用事例や詳細は、外務省海外安全ホームページ(フィリピン)の「現地大使館・総領事館からの安全情報」をご参照ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_013.html#ad-image-0

【認められる活動】

	ECQ	MECQ	GCQ	MGCQ
外出	活動が許可された事業所からの財やサービスの享受、あるいは活動が許可された事業所での勤務などの場合に限定される。			
運動	不可	フェイスシールドとマスク着用、他者との距離確保、道具の共用なしで、他者との接触のない屋外スポーツは可能(ウォーキング、ジョギング、ランニング、自転車)	MECQ に加えて、ゴルフ、水泳、テニス、バドミントン、射撃、乗馬、スケートボードも可能。	屋内、屋外を問わず、他者との接触のないスポーツは可能。
集会	不可	宗教関連は 5 名まで可。	宗教関連は会場定員の 10%まで可(マニラ首都圏では 8 月 1 日から 8 月 5 日まで、葬儀のみ許可)	会場定員の半分まで可
交通	公共交通運休。航空は限られた国際便のみ。	航空:限られた国際便管理された入国(フィリピン人の帰国等) 自転車など動力装置のない交通手段を奨励	乗員間の距離を確保し、安全管理を徹底した上で公共交通運行	公共交通、民間交通機関とともに、運輸省ガイドラインの下で通常通り運行(ただし、乗員間の距離を 1m 以上確保)
学校	(基礎教育)政府から案内があるまで対面授業は中止、遠隔授業のみ(学校施設閉鎖)			
政府	最小限の人員が出勤、他は在宅勤務等		全員出勤も可能(代替勤務形態を推奨)。なお、GCQ 下において、3 月 22 日から 4 月 4 日まで一時的に出勤率を最大 50%までとすること(医療関連サービスなどを除く)。	

※ 2021 年 7 月 1 日から 7 月 15 日まで、マニラ首都圏及び近隣のブラカン州、リサール州におけるコミュニティ隔離措置について、いくつかの制限が強化された一般的なコミュニティ隔離措置(GCQ)を運営することを発表(IATF 決議 124 号(2021 年 6 月 30 日))。

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/06jun/20210630-IATF-RESO-124-RRD.pdf>

- ・ 「一般的なコミュニティ隔離措置(GCQ)」と「修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置(MGCQ)」との間の地域への移動は、18 歳未満および 66 歳以上に対する移動前 PCR 検査の受診、観光省(DOT)および目的地の地方自治政府(LGU)にて課される可能性のあるその他のプロトコル、制限要件を条件として、年齢制限なしで許可されるものとする。
- ・ なお、制限が強化された一般的なコミュニティ隔離措置(GCQ)が課されたラグナ州、カヴィテ州についても、IATF 決議 124 号に活動制限内容が記載されている。
- ◆ フィリピン政府は 6 月 30 日、マニラ首都圏、ブラカン州、リサール州での宗教関連の集会に関して以下の通り発表した。
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/06jun/20210630-IATF-RESO-124-RRD.pdf>
 - ・ マニラ首都圏、ブラカン州、リサール州では、宗教的な集会は、会場の収容人数の最大 30 パーセントまで許可される。地方自治体は、許可される会場の収容人数を最大 50 パーセントまで増やすことができる。宗教集会は、プロトコルと最低限の公衆衛生基準を厳密に遵守する必要がある。
 - ・ 新型コロナウイルス以外の原因で死亡した人の葬儀サービス、通夜、埋葬、葬儀のための集会は、その期間中、規定された最低限の公衆衛生基準を満たし、家族関係者(2 親等)のみ関係を示す書類を提出することを条件として許可される。
- ✓ フィリピン政府は 7 月 8 日、MGCQ・GCQ 下での子どもの屋外への外出に関して以下の通り発表した(IATF 決議 125 号(2021 年 7 月 8 日))。
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/07jul/20210708-IATF-Resolution-125-RRD.pdf>
 - ・ MGCQ 及び GCQ 下にて 5 歳以上の子どもは、大人の監督下に入り、フェイスマスクを着用し、ソーシャルディスタンスを保つ等の最低限の公衆衛生措置を行うことで、公園や遊戯場などの屋外へ外出することができる。
- フィリピン政府は 8 月 5 日、「強化されたコミュニティ隔離措置(ECQ)」期間中に地域間および居住地外の移動が許可されている者のリストを発表した。
https://pcoo.gov.ph/news_releases/comprehensive-list-of-persons-allowed-to-travel-within-to-and-from-areas-under-enhanced-community-quarantine-also-known-as-authorized-persons-outside-of-residences/
 - ・ 必要不可欠な商品やサービス(食料品や医薬品の購入、予約が確認された DFA 領事サービスの利用など)にアクセスするために移動する者、および医療、人道上の理由でワクチン接種を受けるために住居を離れる者(スケジュールの証明が必要)等が対象。
- ◇ 9 月 14 日、フィリピン政府は、マニラ首都圏(NCR)において 9 月 16 日から開始される、新型コロナウイルス対応のための警戒レベル・システムのパイロット実施に関するガイドラインを発表した。また、9 月 16 日からの NCR における警戒レベルは、レベル 4 に指定したことも発表した。
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/09sep/20210913-Certified-Guidelines-for-Pilot-Areas.pdf>
- 9 月 30 日、フィリピン政府は、マニラ首都圏(NCR)における新型コロナウイルス対応のための警戒レベル・システムのパイロット実施に関するガイドラインを変更することを発表した。
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/09sept/20210930-GUIDELINES-RRD.pdf>
 - ・ 屋外運動は、18 歳未満の者、65 歳以上の者、免疫不全、併存疾患、健康上のリスクがある者、妊娠中の女性は許可されるものとするが、居住地の一般的なエリア内に限定される。
ただし、最低限の公衆衛生基準とフェイスマスクの着用、ソーシャルディスタンスのプロトコルの維持を遵守することを条件に、完全にワクチンを接種した 65 歳以上の者は、それぞれの居住地の一般的なエリア

を超えた屋外運動が許可される。

- ・ レストラン、飲食店などの食品準備施設における屋外での食事サービスは、ワクチン接種の有無にかかわらず定員の最大 30%までの座席数で、屋内食事サービスは 20%の定員または座席数で許可される。ただし、屋内でのサービスは、完全に新型コロナウイルスのワクチン接種を受けた者へのサービス提供に限る。また、LGU により定員数を減らす可能性がある。さらに、最低限の公衆衛生基準(MPHS)および DTI の共同ガイドライン(アクリル板等の仕切りの配置、定期的な消毒、ソーシャルディスタンスの確保、適切な座席構成)を厳密に維持した上で運営を許可される。
- ・ 理髪店、ヘア・スパ、ネイル・スパ、ビューティー・サロンなどのパーソナルケアサービスは、LGU からの反対がない限り、屋外サービスは定員の最大 30%まで、屋内サービスは 20%の定員または座席数で許可される。ただし、屋内でのサービスは完全に新型コロナウイルスのワクチン接種を受けた者へのサービス提供に限る。また、顧客を含めフェイスマスクを常時着用する。

- ✚ 10 月 13 日、フィリピン政府は、マニラ首都圏(NCR)における新型コロナウイルス対応のための警戒レベル・システムのパイロット実施に関するガイドラインを変更することを発表した。

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/09sept/20211013-IATF-Guidelines-RRD.pdf>
警戒レベルシステムガイドライン(日本語仮訳)

- * フィリピン政府は 10 月 18 日、10 月 20 日以降、警戒レベル・システムの試験的運用を実施する地域を拡大することを発表した。

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/10oct/20211018-IATF-Resolution-144D.pdf>

【警戒レベル・システム基準】

新型コロナウイルスの疾患のリスクを管理し、最小化することを目的として、都市全体及び地方自治政府で新型コロナウイルスに対処するための新たなコミュニティ隔離措置となる。また、新しい科学的知識、国内外での管理措置の有効性に関する情報・適用に基づき、更新される可能性がある。

- ア 警戒レベル 1: 症例の伝播が低く、減少している、総病床使用率、および集中治療室の使用率が低い区域。
- イ 警戒レベル 2: 症例の伝播が低く、減少している、医療利用率が低い、または症例数が少ないが増加している、さらに症例数が少なく減少しているが総病床使用率と集中治療室使用率が増加している区域。
- ウ 警戒レベル 3: 症例数が多く、および/または増加しており、総病床使用率と集中治療室使用率が増加している区域。
- エ 警戒レベル 4: 症例数が多く、および/または増加しており、総病床使用率および集中治療室使用率が高い区域。
- オ 警戒レベル 5: 症例数が警戒すべき領域に達しており、総病床使用率と集中治療室使用率が危機的なレベルとなっている区域。

【警戒レベル・システムでの活動制限】

活動等	警戒レベル 1	警戒レベル 2	警戒レベル 3	警戒レベル 4	警戒レベル 5
移動・外出に係る年齢制限	LGU の規則に従い、全ての年齢のものが外出移動可能	LGU の規則に従い、全ての年齢のものが外出移動可能	LGU の規則に従い、全ての年齢のものが外出移動可能	18 歳未満もしくは 65 歳を上回る者、併存疾患患者、妊娠者は、必要な商品やサービスを手に入れたり、許可された産業や事業所で働くことができる。また、その他の者は、地域内	18 歳未満もしくは 65 歳を上回る者、併存疾患患者、妊娠者は家にいなければならない。

				および地域間の旅行が許可されるものとする。	
異なる隔離措置間の渡航	LGU の規則に従い渡航可能	LGU の規則に従い渡航可能	LGU の規則に従い渡航可能	家に居ることを義務づけられた者以外は可能	住居外での活動を政府当局に認められている者 (APORs) のみ可能
エクササイズ	全ての年齢層は許可される。	全ての年齢層は許可される。	全ての年齢層は許可される。	最低限の公衆衛生等の遵守を条件に、完全にワクチンを接種した 18 歳未満の者、もしくは 65 歳を超えた者は、それぞれの居住地の一般的なエリアを超えた屋外運動が許可される。	許可されない
利用が禁止される施設／活動	なし	カジノ他賭博施設	基礎／高等教育・での対面授業、カラオケ、バー、クラブ、劇場、許可されていない接触型スポーツ、子供向けアミューズメント産業、カジノ他賭博施設、同一世帯に属さない者との住宅内での集会	基礎／高等教育・での対面授業、屋内・屋外を問わず、すべての接触型スポーツ、映画館、子供向けアミューズメント産業、カラオケ・バー、カジノ他賭博施設、同一世帯に属さない者との住宅内での集会	必要不可欠な産業と施設を除き、全て禁止。必要不可欠な産業・施設とは、病院、食料品店、輸出志向ビジネス、獣医、薬局、公共交通機関等
飲食店での飲食	完全操業可能	完全に予防接種を受けた人のみ、また予防接種を受けていなくても 18 歳未満の人は、屋内会場の最大収容人数の 50 %、屋外会場の最大収容人数の 70 % で運営、または実施することができる。全ての従業員はワクチン	屋外飲食 50 %、屋内飲食 30 % (ただし、ワクチン接種完了者のみが提供対象)。全ての従業員はワクチン接種を完了していること。	屋外飲食 30 %、屋内飲食 10 % (ただし、ワクチン接種完了者のみが提供対象)。全ての従業員はワクチン接種を完了していること。	テイクアウト、デリバリーのみ

		接種を完了していること。			
床屋、美容院、ヘア・スパ	完全操業可能	完全に予防接種を受けた人のみ、また予防接種を受けていなくても18歳未満の人は、屋内会場の最大収容人数の50%、屋外会場の最大収容人数の70%で運営、または実施することができる。全ての従業員はワクチン接種を完了していること。	屋外でのサービス提供は会場の50%、屋内でのサービス提供は30%（ただし、ワクチン接種完了者のみが提供対象）。全ての従業員はワクチン接種を完了していること	屋外でのサービス提供は会場の30%、屋内でのサービス提供は10%（ただし、ワクチン接種完了者のみが提供対象）。全ての従業員はワクチン接種を完了していること。	創業は許可されない
宗教集会	制限なく開催可能	完全に予防接種を受けた人のみ、また予防接種を受けていなくても18歳未満の人は、屋内会場の最大収容人数の50%、屋外会場の最大収容人数の70%で運営、または実施することができる。全ての従業員はワクチン接種を完了していること。	屋外での集会は会場の50%、屋内での集会は30%（ただし、ワクチン接種完了者のみが参加対象）。全ての聖職者はワクチン接種を完了していること。	屋外での集会は会場の30%、屋内での集会は10%（ただし、ワクチン接種完了者のみが参加対象）。全ての聖職者はワクチン接種を完了していること。	バーチャルのみ開催可
政府機関オフィス	制限なく活動可能	少なくとも現場に従事する者が50%の人員体制にて活動可能	少なくとも現場に従事する者が30%の人員体制にて活動可能	少なくとも現場に従事する者が20%の人員体制にて活動可能	バーチャルのみ活動可能
その他、許可されていること	制限なく活動可能	完全に予防接種を受けた人のみ、また予防接種を受けていなくても18歳未満の人は、屋内会場の最大収容人数の50%、屋外会場の最大収容人数の70%で	完全にワクチン接種された個人に対してのみ、最大30%の屋内会場容量、および50%の屋外会場容量で運営または実施することが許可：ジム、観光施	健康プロトコルを遵守したうえで、活動が禁止されていない施設の場合、100%で可能	なし

		運営、または実施することができる。全ての従業員はワクチン接種を完了していること:ジム、観光施設、図書館、ミュージアム、パティ、結婚披露宴、家族親睦会、MICE 他の活動に関しては、会場の100%にて可能	設、図書館、ミュージアム、パティ、結婚披露宴、家族親睦会、MICE 他の活動に関しては、会場の100%にて可能		
--	--	--	--	--	--

【交通規制】 MGCQ では公共交通を通常運行(乗員間の間隔を1m以上確保)、私用交通も通常運行可能。公共交通機関は、2021年4月12日より MECQ 下で、条件付きで運行継続

公私	交通手段	ECQ	MECQ	GCQ
公共	鉄道、バス、ジープ ニー、タクシー、 TNVS(GRAB 等)	条件付き可	条件付き可	可能 (積載乗員数に 制限あり)
	トライシクル		内務省または地方自治体の ガイドラインによっては可能	
	公共シャトル	可能(感染対策等の現 場関係者用)	可能	
私用	私用シャトル	陸運局から認可を得てシャトルを借り上げ (MECQ は定員の 50%まで搭乗可能)		
	私用車	関係当局から認可された事業／活動に従事する者 (MECQ は座席 1 列当たり乗員 2 名まで)		
	自転車、バイク、電 動スクーター	確認中	可能	

なお、11月26日、IATF-EID は営業を認可されている事業所が従業員用に借り上げる通勤シャトルサービスを条件付きで全席使用可能とする方針を発表した。【参考3】を参照。

【MECQ 適用地域での建設工事に関する留意点】

【所管官公庁】 公共工事:公共事業道路省	民間工事:地方自治体、労働省(労働基準)
【施工前の準備事項】 ・病歴のない 21 歳～59 歳に限る ・施工者負担で事前に検査 ・現場詰所に隔離施設を設け、感染の疑いのある従業員が発生したら私用シャトルで輸送する。 ・現場の従業員は通行パスを取得する。	【工事中に行うこと】 ・現場詰所内も含め、従業員間で 1m 以上の距離を確保する。毎日、消毒を行う。 ・工事現場からの外出は最小限とする。 ・工事現場に入ってきた者に検疫を義務付ける。 ・配達や廃棄は別のチームが行う。 ・各従業員に個人防護服を支給する。 ・衛生管理監督者を配置する。

※ 公共事業道路省 建設安全ガイドライン(2020年5月19日発表、改訂版)

https://www.dpw.gov.ph/dpwh/sites/default/files/filefield_paths/DO_39_s2020.pdf

【国内旅行の統一的な手順】

(出所)IATF 決議 101 号(2021年2月26日)

(検査、隔離措置)

- ・ 目的地の地方自治体が求める場合を除き、旅行前の検査は義務ではない。なお、検査を行う場合は PCR 検査に限定する。
- ・ 目的地の地方自治体で感染症状を認められない限り、旅行者の隔離措置は不要である。

(書類)

- ・ 共同タスクフォースによる旅行許可証、及び健康証明書は不要となる。
- ・ APOR(住居外での活動を政府当局に認められている者、※)は、旅行時に、身分証明書、旅行命令書、旅程表を携行し、到着する(空)港における感染チェックをクリアしなければならない。

※ *Ominibus Guideline* 第 7 節の 2 を参照。

【セブ外の州からセブ市への入域者に係る改定ガイドライン】

(出所)セブ市行政命令第 125 号「セブ外の州からセブ市への入域者に係るガイドライン」(3 月 25 日発表)
<https://www.facebook.com/CityofCebuOfficial/photos/pcb.4096508937092984/4096508293759715/?type=3&theater>

(検査、隔離措置)

- ・ セブ外の州からセブ市に来る者は、一部を除いて、フィリピン保健省認定検査機関からセブ市到着前 72 時間以内に取得された RT-PCR 検査の陰性証明書が必要。
- ・ フィリピン科学技術省の S-PaSS 旅行管理システム(<https://s-pass.ph>)に登録することにより、TCP (Travel Coordination Permit)か TPP(Travel Pass Thru Permit)を取得すること。
- ・ 到着する港では症状の有無がチェックされる。症状がある場合には RT-PCR 検査が行われ、その結果が陰性の場合でも、バランガイ保健即応チーム(BHERT)観察下で 14 日間の自宅隔離が勧告される。
- ・ トランジットでセブ市内に入域する者も S-PaSS 旅行管理システム(<https://s-pass.ph>)に登録することにより、TPP(Travel Pass Thru Permit)を取得すること。

【新型コロナウイルスのワクチン接種を完了した者のフィリピン国内渡航等について】

(出所)IATF 決議 124-B 号(2021 年 7 月 2 日)

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/07jul/20210702-IATF-RESO-124B-RRD.pdf>

(渡航、隔離措置)

- ・ 新型コロナウイルスのワクチン接種を完了した高齢者は、正当に予防接種を行う機関によって発行されたワクチン接種証明カード、もしくは検疫局が発行するワクチンの接種状態が記された検疫完了証明書を提示することで、GCQ と MGCQ 間の渡航が認められる。
- ・ 新型コロナウイルスのワクチン接種を完了した者は、感染が確認された(もしくはその可能性がある)者と濃厚接触をした場合、7 日間の短期の隔離措置を受ける。ただし、ワクチン接種者が最後に濃厚接触をした日から起算し、7 日間無症状であることを条件とする。
最後に濃厚接触をした日から起算して 5 日目以降に PCR 検査を受けることとする。濃厚接触をした日から起算して、7 日間を経過しており、かつ無症状である場合は、検査は不要である。

PCR 検査結果が陽性であった場合、もしくは症状がみられる場合は、規定の検査を受け、隔離措置に係るプロトコルに従う必要がある。

- ・ 新型コロナウイルスのワクチン接種を完了した者は、異なるコミュニティ隔離措置下の地域間の渡航について、正当に予防接種を行う機関によって発行されたワクチン接種証明カード、もしくは検疫局が発行するワクチンの接種状態が記された検疫完了証明書を提示することで、渡航先の自治体が求める（渡航前もしくは渡航先到着後の）あらゆる検査受診義務の代わりとすることができる。ただし、渡航者が渡航先の自治体にて、到着時に健康状態に関するスクリーニングを受けることを要件とする。

【新型コロナウイルスのワクチン接種を完了した者のフィリピン国内渡航等に関する追加発表】

（出所）IATF 決議 125 号（2021 年 7 月 8 日）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/07jul/20210708-IATF-Resolution-125-RRD.pdf>

（渡航）

- ・ IATF 決議 124-B 号（2021 年 7 月 2 日発表）の項目に関して、以下の通り修正した（下線部が追記・修正箇所）。
新型コロナウイルスのワクチン接種を完了した者は、異なるコミュニティ隔離措置下の地域間の渡航について、正当に予防接種を行う機関／自治体もしくは外国当局によって発行されたワクチン接種証明カード、もしくは検疫局が発行するワクチンの接種状態が記された検疫完了証明書を提示することで、渡航先の自治体が求める（渡航前もしくは渡航先到着後の）PCR 検査受診義務の代わりとすることができる場合がある。

【フィリピン国内の渡航に関する追加発表】

（出所）IATF 決議 130 号-A（2021 年 7 月 29 日）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/07jul/20210729-IATF-Resolution-130-A-RRD.pdf>

（渡航）

- ・ 「一般的なコミュニティ隔離措置（GCQ）」と「修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置（MGCQ）」との間の地域への移動は、18 歳未満および 65 歳を超える者に対する移動前 PCR 検査の受診、DOT および目的地の地方自治政府（LGU）にて課される可能性のあるその他のプロトコル、制限要件を条件として、年齢制限なしで許可されるものとする。
- ・ マニラ首都圏と NCR プラス地域に指定されているカビテ州、ブラカン州、ラグナ州、リサル州の、フィリピンにおけるコミュニティ隔離措置に関するオムニバス・ガイドライン、セクション 7(2)(a)に規定されているマニラ首都圏プラス地域外に居住する者は、コミュニティ検疫の実施期間中でも、マニラ首都圏と NCR プラス地域の出入域が許可される。

【隔離措置別、業種別の営業／操業認可状況】

（出所）貿易産業省 覚書回覧 MC 20-57（2020 年 10 月 31 日発効）

https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/311020_MC2057.pdf

◇ MC20-57 の別添資料は、一部のサービス業に関し、営業再開条件を個別に規定しています。

（別添） 第 1～4 種産業カテゴリー

本表は必要に応じて、貿易産業省が更新する可能性があります。

凡例: 営業／操業を行う人員体制
 ☆ 通常(100%)
 ◎ 通常の 50～100%
 ○ 通常の 50%以下
 △ 最小限
 × 営業／操業は不可

参考④の Omnibus Guidelines と貿易産業省の表が整合していない項目については、ご参考まで、
 <OG: >と注記をしています。

※ 職場における感染対策については、末尾に掲載した【参考 3】のほか、以下をご参照ください。

職場における新型コロナウイルスの管理と予防ハンドブック(保健省)

<https://uplb.edu.ph/wp-content/uploads/2020/10/Workplace-Handbook-on-COVID-19-Management-and-Prevention.pdf>

なお、11 月 26 日、IATF-EID は営業を認可されている事業所が従業員用に借り上げる通勤シャトルサービスを条件付きで全席使用可能とする方針を発表した。【参考 3】を参照。

【公衆衛生措置の強化・実施】

感染拡大防止のため、個人・事業所・自治体での公衆衛生措置の強化・実施を規定。

(出所)IATF 決議 102 号(2021 年 3 月 12 日)

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/03mar/20210311-IATF-RESO-102-RRD.pdf>

(第 1 種産業カテゴリー)

MECQ、GCQ、MGCQ は通常(100%)の人員体制で営業／操業が可能

業種		ECQ
農林水産業		☆
不可欠な物資の製造	食品及び飲料(非アルコール飲料のみ)	◎
	生活必需品、衛生用品 ※貿易産業省の認可により人員体制の増強もありうる。 石鹸、洗剤、シャンプー、コンディショナー、おむつ、生理用品、トイレトペーパー、ウェットティッシュペーパー、消毒剤 <OG: ECQ はO>	
	医薬品、ビタミン剤	☆
	医療用品(個人用防護具、マスク、手袋等) ※原材料サプライヤー、包装、流通に従事する事業者も含む	
	ペットフード、飼料、肥料 <OG: 飼料、肥料は特に記載なし>	
不可欠な小売店(食料品店、マーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア等)		☆
調理済食品の販売(テイクアウト、配達サービス)		
飲用水補給サービス		
クリーニング店(セルフサービスを含む)		☆
官民を問わず、病院		
緊急対応を要する医療サービス(人工透析センター、化学療法センター等)		
上記以外の診療所(医療、歯科、リハビリテーション、眼科、耳鼻咽喉科)。ただし、美容関連クリニックは除く。歯科は診療者と患者共に防護服を着用する。身障者向け在宅サービスも可能。		△
物流(荷役、倉庫、トラック、貨物輸送、船会社)		☆
配達またはクーリエサービス(自社対応または外部委託を問わない)		
生活に必要な物資(食料品、医薬品、衣料品、アクセサリー、ハードウェア、家庭用品、学校用品、オフィス用品、ペットフード、ペット用品)		
水の供給と公衆衛生に関する施設とサービス(廃棄物処理、不動産やビルの管理を含む)		△
コンピュータや住宅営繕を含む各種機器の修理やメンテナンス		

通信事業者(インターネットプロバイダー、ケーブルプロバイダー、通信事業者の営業やメンテナンス等のサービスを担う外部委託事業者等)	
エネルギー・電力の事業者及びその取引先やサービス・プロバイダー〔送電、配電、発電、電力の小売、石炭・原油・石油・石油製品・その他の発電燃料の採掘・製造・流通(石油の精製所や貯蔵所を含む)〕	
ガソリン・ステーション	
航空事業者、航空機のメンテナンス、パイロット、航空機の客室乗務員、航空学校の従業員、船舶の船長と乗務員、造船所における造船と修繕	
国税庁またはその他の政府当局に認可されている印刷業(Printing press)	
不可欠な官民の工事(隔離施設、医療施設、災害対策、災害復旧、下水、水道設備、デジタル通信設備など)と優先度の高い官民の工事(食品製造、農業、漁業、エネルギー、住宅、通信、水道、製造業)。いずれも公共事業道路省の建設安全ガイドラインを遵守すること。(2021年3月29日から4月4日まで、マニラ首都圏及び、ブラカン州、カビテ州、ラグナ州、リサール州にて、政府と民間部門は、公共事業道路省によるガイドラインの問題に従っている限り、不可欠で優先的な建設プロジェクトを再開することができる(★)。)	☆
セメントや鉄鋼製品など、建設に必要な機器や資材を製造・供給する事業者	
輸出主体の事業者及びIT-BPO(ITを活用したビジネス・アウトソーシング・サービス)事業者。	
報道事業者	○

(第2種産業カテゴリー)

MGCQは通常(100%)の人員体制で営業／操業が可能。

ただし、ホテル等の宿泊施設については、観光省と内務省の認可を得た事業所のみ通常人員の50%以内で営業を行うことができる。

業種	ECQ	MECQ	GCQ
その他の製造業 <OG: GCQ は◎> ・飲料(例: アルコール飲料) ・電気機械 ・木製品、家具 ・非金属製品 ・繊維製品、衣料品 ・タバコ製品 ・紙及び紙製品 ・ゴム製品、プラスチック製品 ・コークス、精製した石油製品 ・その他の非金属鉱産品 ・コンピュータ、電気製品、光学製品 ・電気器具 ・機械、器具 ・自動車、トレーラー及びセミトレーラー ・その他の輸送機械 ・その他	×	○	☆
鉱業及び採石業(輸出)	△	☆	
鉱業及び採石業(国内向け)	×	○	☆
電子商取引事業者	☆	☆	
郵便、クーリエ、配達サービス (生活に必要な物資以外)	△		
不動産事業(賃貸のみ、駐車場賃貸含む) ※ECQ: 賃貸のみ、MECQ: 賃貸は☆、その他は○			
不動産事業(賃貸以外)	×	○	
電気工事や外装工事等のハウジング・サービス	△	☆	
オフィス管理、オフィスサポート等のビジネス活動(コピー、請求書発行など)	×	○	◎
獣医クリニック(動物病院)	△	☆	
警備員			

葬儀・遺体衛生保存サービス。 ※ECQ:斎場は除く。関係者の宿泊施設またはシャトルサービスを手配すること。 観光省の認可を得たホテル等の宿泊施設は、以下の者に対して、最小限の人員体制で、宿泊サービスを提供できる。ただし、レストラン、バー、ジム、スパ等の施設内付属施設による宿泊客向けサービスは認められない。また、宿泊施設が、宿泊客に同じ弁当を配ったり、テイクアウトや配達サービスの注文を受けたりすることは認められる。 a. ルソン地方において 2020 年 3 月 17 日時点で予約を確保していた外国人、またはルソン地方以外において 2020 年 5 月 1 日時点で予約を確保していた外国人 b. すでに長期の宿泊予約を確保していた者 c. 困窮した OFW(フィリピン人の海外就労者)、身動きの取れないフィリピン人や外国籍の者 d. フィリピンに帰還し、所定の隔離措置を受ける OFW e. OFW 以外で、強制的な隔離措置を行う必要がある者 f. 保健関係者など、政府が営業／操業を認めている業種に従事する者 (2021 年 3 月 29 日から 4 月 4 日まで、マニラ首都圏及び、ブラカン州、カビテ州、ラグナ州、リサール州にて、観光省の認可を得たホテル等の宿泊施設は、公衆衛生上の緊急事態に対応する正当な目的を有する場合に関して、宿泊客の受け入れを認められる。レストラン、カフェ、ジム、スパ等の付属施設についても同様。これらの施設運営について、観光省・IATF が発行するガイドラインに従う必要が有る(★)。		
		△(※)

※ 観光長官は、GCQ、MGCQ が適用されている地域のホテル棟の宿泊施設を通常の人員体制(100%)で運営可能とする方針を発表した。(10月21日付け観光省発表)

(第3種産業カテゴリー)

業種		ECQ	MECQ	GCQ	MGCQ
銀行、送金サービス、マイクロファイナンス、送金サービスが可能な質屋、信用組合		△	☆	☆	
資本市場(中央銀行、証券取引所等)					
その他の金融サービス(両替、保険、再保険、非強制の年金基金)					
法務、会計サービス					
経営コンサルタント					
建築、エンジニアリング、関連する技術的なテスト及び分析					
科学研究開発					
広告、マーケティング					
コンピュータ・プログラミング(コード・ライティング、システム・デザイン等)、					
情報サービス活動(データ・プロセッシングなど)					
出版・印刷サービス(新聞、雑誌、定期刊行物、書籍、その他の印刷全般)					
映画、音楽、テレビ番組の制作					
レンタル及びリース(不動産を除く。認可業種向け自動車や機械等の賃貸)					
認可業種に対する人材サービス(採用など)					
海外での就業に関する人材サービス					
写真、各種デザイン					
自動車及び部品の卸売・小売					
自動車の修理・メンテナンス、洗車サービス					
ショッピングモール、商業施設(娯楽目的以外の小売店舗)					
貿易産業省の定めるガイドラインを遵守すること。(※)					
その他 卸売	飲食店。店内飲食は！参照	×	×	◎	

小売 (娯楽 目的 以外)		のみ可能)	可能)	
商業施設内の政府サービス窓口		△	○	
ハードウェア販売店				
衣料品、アクセサリー販売店				
書店、学校用品店、オフィス用品店				
ベビー用品店				
ペットフード、ペット用品				
情報通信機器、電気機器の販売店	×	○		☆
花、宝飾品、ノベルティグッズ、アンティーク、香水の販売店				
玩具店(子供向けプレイルームやアミューズメント施設は閉鎖)				
音楽ソフト(Music Shop)				
芸術作品のギャラリー(販売目的のみ)				
火器と弾丸の取引所 ※警察の定める規則を厳格に遵守。				
理髪店、美容室 * 参照		×		○ ◎
その他の官民建設工事(公共工事道路省の建設安全ガイドラインを遵守)	×	○		☆
自動車教習所				
ジム、フィットネスクラブ、スポーツ施設 ※マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保、道具の共用を避けるといった保健省の公衆衛生基準を遵守することを前提に、以下の運動を認める。 GCQ: ウォーキング、ジョギング、ランニングや自転車、ゴルフ、水泳、テニス、バドミントン、乗馬、射撃、スケートボードなど、屋外における、他者との接触のない運動が可能。 MGCQ: 屋内でも、GCQ で認められた他者との接触のない運動が可能。	×			◎ ≤ 75% (※)
その他のパーソナルケア(フル・ボディ・マッサージ含む)	×			☆ (※)
教育支援サービス(テストセンター、個別指導センター、レビューセンター)	×	○		
インターネットカフェ		×		
ドライブイン型映画館		×		
ペットのグルーミング・サービス	×	○		
旅行代理店、ツアー運営、予約サービス等	×	○		○ ☆
娯楽産業(伝統的な映画館など)				
図書館、美術館、博物館、その他の文化的施設				
観光施設(遊泳場など)	×		○	○
MICE(会議、インセンティブ・ツアー、展示会など。観光省の MICE に関する指針に従う) #				

安全シール認証プログラムに基づく安全シール認証を取得した事業所は、所定の敷地内収容人数または会場/収容人数のいずれか該当する方の 10%を超えて追加営業することが許可される(IATF 決議 124 号(2021 年 6 月 30 日))。

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/06jun/20210630-IATF-RESO-124-RRD.pdf>

ショッピングモール、商業施設、飲食店以外の卸売・小売は 23 時まで営業可能(夜間外出禁止令の範囲内)

※ 貿易産業省 覚書回覧 20-55(2020 年 10 月 20 日発効)

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/10oct/20201020-MEMORANDUM-CIRCULAR-NO-20-55-S-2020.pdf>

接客を伴うサービス業の営業に際しては、マスクとフェイスシールド着用、不必要な会話や飲食、十分な換気と消毒、感染者(感染の兆候のある者)の隔離、ソーシャルディスタンスの確保が条件となる。

！ 飲食店(店内飲食):

ECQ、MECQ では不可。GCQ では 10 月 2 日より通常人員の 50%以上で 24 時間営業可能(夜間外出禁止令等の許す範囲)。MGCQ では、7 月 21 日より通常人員の 75%以内で営業可能。営業に際しては貿易産業省 覚書回覧 20-32 に定める基準に従うこと。

貿易産業省 覚書回覧 MC20-39(飲食業の営業ガイドライン、2020 年 7 月 17 日発表)

https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/180720_MC2039.pdf

- * 理髪店、美容室は、保健省の公衆衛生基準や貿易産業省等の指示事項を遵守することを前提として、MGCQ と GCQ 下では通常人員の 75% 以内で営業可能(髪、爪、肌のケアサービス)。

貿易産業省 覚書回覧 MC20-38(理髪店と美容室の営業ガイドライン、2020 年 7 月 5 日発表)

https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/050720_MC2038.pdf

MICE(会議、インセンティブ・ツアー、展示会など集客を伴うイベント)に関する指針

- ・ MGCQ 適用地域において、主催者を含めた参加者数を会場の収容人員の 50% 以下に限定し、国内参加は MGCQ 適用地域からのみに限定し、所定の公衆衛生基準を順守することを前提として開催可能。(観光省 Administrative Order 2020-03、2020 年 7 月 15 日発表)
http://www.tourism.gov.ph/files/publications/DOT%20AO%20No.%202020-003_MICE%20Organizers%20and%20Venues%20or%20Facilities%20Under%20MGCQ.pdf
- ・ GCQ 適用地域における MICE 実施に関する新しいガイドライン。必要不可欠な会議は会場の収容人員の 50% 以下、誕生日や結婚式などのイベントは会場の収容人員の 30% 以下に限定し、所定の公衆衛生基準を順守することを前提として開催可能。(観光省・貿易産業省 2021 年 2 月 22 日発表)
<https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/DOT+DTI+JMC+No.+2021-001.pdf>
- フィリピン政府は 6 月 14 日、6 月後半のコミュニティ隔離措置を発表した。同措置では、これまで NCR Plus としてひとまとめで運営していた活動制限に関して、マニラ首都圏・ブラカン州でのくくり、カビテ州・ラグナ州・リサール州でのくくりの 2 つに分けて、それぞれ異なる基準での活動制限を課している(IATF 決議 121 号(2021 年 6 月 14 日)).
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/06jun/20210614-IATF-RESO-121-RRD.pdf>

(第 4 種産業カテゴリー) ECQ、MECQ は営業／操業を禁止。

業種	GCQ	MGCQ
教育支援サービス(言語、運転、ダンス、演技等の指導)	○(運転教室)	○
タトゥー、ボディ・ピアス		

10 月 15 日から、GCQ 以下の地域で、場外馬券場の営業が可能となった。(IATF 決議 79 号)

(営業禁止業種)

闘鶏の開催、闘鶏場の運営
ビヤホールなど主として酒類を提供する店(例: ナイトクラブ)
子供向けアミューズメント産業(プレイルーム、遊具など)

10 月 15 日から、認可を受けた闘鶏場は、MGCQ 以下の地域で営業可能となった。ただし、闘鶏の中継やオンライン賭博は禁止。(IATF 決議 79 号)

【フィリピン及び外国の政府機関、国際機関等の営業認可状況】

	ECQ	MECQ	GCQ	MGCQ
フィリピンの政府、地方自治体	△		☆	
フィリピン外務省が認可する外交団及び国際機関の職員	△		○	☆
フィリピン政府、地方自治体が認可した人道支援活動を行う団体	△	☆		

(出所) 新型コロナウイルス感染対策に関する各省政令を包括する指針 (Omnibus Guidelines)

【外国人の入国に関する制限】

在京フィリピン大使館にて入国関連手続きをご案内されています

<https://tokyo.philembassy.net/ja/>

当初の制限(外務省: 2020 年 3 月 19 日付け長官名回覧文書、及び同 3 月 22 日発表情報)

- ・ 3 月 19 日より、全ての在外フィリピン公館において、査証発給を一時的に停止した。

- ・ 3月22日より、査証免除特権(査証免除協定によるもの等)を一時的に停止した
- ・ ただし、フィリピン国民の配偶者及び子で外国籍の者は、この一時的な停止措置の対象外となる。
- ・ 3月22日より、過去に発給された全ての査証は、以下を除き、無効と見なされる。
 - フィリピンに駐在する外国政府と国際機関の職員、及びその帯同者
 - フィリピン国民の配偶者及び子で外国籍の者
- ・ なお、外務長官及び本件を所掌する外務次官は、個別案件に応じて、この一時停止措置の適用を除外することができる。

現状(2021年2月16日現在、査証発給の停止は継続)

- ・ 次の要件を満たしている外国人は入国が認められる。ただし、SRRV(特別居住退職者査証)及び9a(短期滞在査証)で入国する場合は、フィリピン政府関係省庁からの推薦に基づいてフィリピン外務省が発行する「入国停止措置を免除する文書」を提示しなければならない。
 - 入国時に有効な査証を所持していること
 - 政府が認可する宿泊施設*で6泊以上の予約を確保していること
 - 到着日から数えて6日目にその施設でPCR検査を受けること
 - 入国する(空)港がその日に受け入れ可能な人数のみ入国できること(を了承すること)
 - フィリピンの入国管理法や関連法規に従うこと

* 保健省検疫局が指定する隔離施設(2021年2月24日現在)

<https://quarantine.doh.gov.ph/facilities-inspected-as-of-february-24-2021/>

＜ご参考①:フィリピン外務省の「入国停止措置を免除する文書」発行に関する相談窓口＞

【貿易産業省(BOI)のご相談窓口】

dti.travelexemption@boi.gov.ph

PEZA 登録企業に関する入国申請(PEZA 覚書回覧 MC2020-035、2020 年 6 月 22 日発表)

<http://www.peza.gov.ph/documents/mc2020035.pdf>

PEZA 登録企業の駐在員等について、PEZA が早期入国の必要性和緊急性があると判断した場合、PEZA から外務省に特例措置の適用を推奨する用意がある。

(申請要領)

入国希望者の氏名と取り急ぎ入国しなければならない理由を記載した申請書を PEZA 長官宛に提出する。

以下の 3 点を添付。なお、外務省が入国規制免除有無の決定を行うまで 1 週間程度を要する見込み。

- ① 入国希望者の旅券コピー(写真付きページ)
- ② 該当する場合は(入国管理局を所管する)司法省の推薦書(Indorsement)
- ③ 可能な場合は航空券

【申請窓口】

Atty. Joan Michelle B. Mapanao, Officer-in-charge, Foreign Nationals Unit, PEZA
fnu@peza.gov.ph

外国人駐在員等の入国制限緩和(司法省入国管理局 2021 年 2 月 12 日付け通達、IATF 決議 100 号)

https://immigration.gov.ph/images/Advisory/2021/02_Feb/2021Feb12_AdvisoryIATF.pdf

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/02feb/20210218-IATF-RESO-100-RRD.pdf>

- ・ 2020 年 11 月 1 日から、入国管理局が発給した以下の査証を有する外国人の入国を認める。
 - a. 移民法第 9 条(d)に定める非移民査証[9d]を持つ者
フィリピンと条約締結国(日本等)との商取引を行うフィリピンの法人に勤務する者、フィリピン国内で自分が投資している事業を運営するために入国する者
オムニバス投資法(行政令 226 号)に基づいた査証を持つ者
地域統括本部(RHQ)と地域運営統括本部(ROHQ)に勤務する外国人駐在員
特別投資家居住査証(SIRV: Special Investor Resident Visa)の所持者
 - b. 法務省が発給した特別非移民ビザ[47a2]を持つ者
BOI(投資委員会)や PEZA(経済特区庁)など投資誘致機関が登録した企業の投資家または従業員である外国人を含む。
 - c. オーロラ・パシフィック経済区・自由港庁(APECO)、スービック湾広域都市圏庁(SBMA)、パターン自由港経済特区庁、カガヤン経済区庁、クラーク開発公社が発給した査証を持つ者
- ・ 非移民査証[9e: 外交・公用]※及び[9g: 一般就労]を持つ外国人で 2020 年 12 月 17 日以降に出国する者の入国を認める。
- ・ 2021 年 2 月 16 日より、次の外国人の入国を認める。
 - 入国時にも有効な、既存の査証を持つ者で、これまでの入国制限緩和措置に含まれない者
 - SRRV(特別居住退職者査証)及び 9a 査証(短期滞在)の所持者。ただし、フィリピン政府関係省庁からの推薦に基づき外務省が発効する「入国停止措置を免除する文書」を提示する必要がある。

再入国許可証の期限が切れた外国人を対象とする、フィリピンへの再入国に関して(司法省入国管理局 2021 年 2 月 28 日付プレスリリース)

有効なビザを持ち、再入国許可証(RPs)・特別返還証明書(SRCs)の期限が切れた外国人は、空港で必要な料金を支払うことでフィリピンに再入国できる。再入国許可証(RPs)は、フィリピンの永住者である移民査証の保有者に発行される。特別返還証明書(SRCs)は、[9g: 一般就労]や [9f: 学生]の保有者などの非移民に対して発行される。

(参考) https://immigration.gov.ph/images/News/2021_Yr/02_Feb/2021Feb28_Press.pdf

フィリピン出国時でのトラベルパスの取得に関して(司法省入国管理局 2021 年 3 月 10 日付プレスリリース)

フィリピンから出国する一部の外国人は、出発前にトラベルパスを確保する必要があることについて発表。フィリピンから出国する外国人で、出国許可証(ECC)と特別帰国証明書(SRC)の取得を免除されている特別な非移民である場合、入国管理局からトラベルパスを取得し、空港の入国管理官に提示する必要がある。その他、詳細は以下の(参考)に記載。

(参考) https://immigration.gov.ph/images/News/2021_Yr/03_Mar/2021Mar10_Press.pdf

到着機のフライト乗務員(IATF 決議 53 号、2020 年 7 月 9 日発表)

到着機のフライト乗務員は感染防止のため、到着時に滞在する宿泊施設に留まらなくてはならない。運輸省及び附置機関は到着機のフライト乗務員が遵守すべきガイドラインを制定する。

(参考) <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/07jul/20200709-IATF-RESOLUTION-NO-53.pdf>

長期査証を持つ外国人の入国再開(IATF 決議 56 号、2020 年 7 月 16 日発表)

2020 年 8 月 1 日より、長期滞在査証[フィリピン入国管理法(CA613)第 13 条、RA7919、EO324(フィリピン生まれの外国人を含む。)]を持つ外国人の入国を認める。ただし、新規査証の発給は行わない。

また、入国の条件は以下のとおり。

- ・ 入国時に有効な長期査証を取得していること。
 - ・ フィリピン政府の指定する検査提供施設と隔離施設を事前に予約すること。
 - ・ 入国する港と期日の入国者受入枠に空きがあること(海外就労から帰国したフィリピン人を優先する)
- ※ フィリピン入国管理局フェイスブックに記載されている入国が認められる長期滞在査証の種類
- ・ フィリピン入国管理法第 13 条に関わるビザ(13 ビザ、13a ビザ、13b ビザ、13c ビザ、13d ビザ、13e ビザ、13g ビザ)
 - ・ RA 7919 ビザ
 - ・ EO 324 ビザ
 - ・ フィリピン生まれ(Native-born)の査証

(参考) <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/07jul/20200716-IATF-RESOLUTION-NO-56.pdf>
<https://www.facebook.com/133424753462907/posts/1751978374940862>

外国人の入国受け入れを一時停止(NTF2021 年 3 月 16 日発表)

新型コロナウイルスのフィリピン国内での感染急拡大を受け、2021 年 3 月 20 日から 4 月 19 日まで国際線での入国乗客／到着数を 1 日 1,500 人までとするとともに、同期間にて外国人及び海外在住フィリピン人(OFW を除く)の入国受け入れを一時停止する。

ただし、以下に該当する場合は入国一時停止の例外とする。

- ・ [9e: 外交/公用査証]保持者
- ・ DFA-OUMWA(外務省移民労働者担当次官室)もしくは OWWA(海外労働者福祉局)より承認を受けた医療関係従事者及びその帯同者
- ・ DFA-OUMWA(外務省移民労働者担当次官室)より帰国の承認を受けた海外在住フィリピン人
- ・ 緊急性や人道的観点から帰国の承認を受けた者

(参考) <https://www.facebook.com/ntfcovid19ph/posts/276957363966864>

ニノイ・アキノ国際空港(NAIA)での入国乗客／到着数受け入れ人数制限(保健省 2021 年 3 月 16 日発表)

ニノイ・アキノ国際空港(NAIA)での入国乗客／到着数を、3 月 18 日から 4 月 18 日まで 1 日あたり 1,500 人に制限するよう指示。

(参考)

<https://m.facebook.com/OfficialDOHgov/photos/a.812487448762509/4234290166582203/?type=3&source=57>

外国人の入国受け入れ一時停止措置の変更(IATF 決議 103 号、2021 年 3 月 19 日発表)

外国人の入国受け入れ一時停止措置に関して、実施期間を 2021 年 3 月 22 日から 4 月 21 日に変更した。全てのフィリピン人はフィリピンへの入国が許可される。

(注) 同決議では、「外交官や国際機関職員もしくはその扶養家族で、かつ入国時に 9(E) (外交/公用査証)を保持している者」、または「外交官や国際機関職員もしくはその扶養家族で、かつ入国時に 47(A) (2) (特別非移民査証)を保持している者」などは、場合により、入国停止措置の例外として扱われると規定している。

(参考)

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/03mar/20210318-IATF-RESO-103-RRD.pdf>

フィリピンを含む 2 カ国を「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」に新たに指定することを発表（日本政府、2021 年 3 月 26 日発表）

3 月 26 日、日本政府は、フィリピンを含む 2 カ国を「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」に指定することを発表。本件指定に基づく措置は、3 月 29 日（月）の午前 0 時（日本時間）から実施。

（参考）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C050.html

入国が許可される外国人の対象追加（司法省入国管理局 2021 年 3 月 29 日付プレスリリース）

フィリピン政府は 3 月 29 日、3 月 22 日から 4 月 20 日まで、外国人に対する入国制限から、以下の外国人を除外することを発表。

- ・フィリピン国民の、外国人の親（有効な査証を保有し、フィリピン国民である子供と一緒に入国する場合に限る）
- ・港を経由して到着する外国人船員（船員査証または乗組員リスト・査証保有者）

（参考）

https://immigration.gov.ph/images/News/2021_Yr/03_Mar/2021Mar29_Press.pdf

外国人の入国停止期間延長（IATF 決議 110 号、2021 年 4 月 15 日発表）

フィリピン政府は、他国からのコロナウイルス変異体の侵入と、さらなる増加を防ぐためとして、3 月 20 日午前 0 時 1 分から 4 月 19 日までとしていた外国人の入国停止を、4 月 30 日まで延長することを発表。なお、入国規制免除対象に含まれた外国人は以下のとおり。

- ・ 入国時に有効な査証を所有し、国家タスクフォース（NTF）のトップ、または、そのトップによって正式に権限を与えられた代表者によって承認された緊急、人道、およびその他の類似の条件を満たす外国人
- ・ 2021 年 3 月 22 日以前に、フィリピン外務省（DFA）によって正式に発行された有効な入国免除文書を所持する外国人

（参考） <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/04apr/20210415-IATF-RESO-110-RRD.pdf>

インドからの渡航者及び、フィリピン到着前の 14 日間以内に渡航歴のある者はフィリピンへの入国を禁止（IATF 決議 112 号、2021 年 4 月 27 日発表）

フィリピン政府は、4 月 27 日付にてインドからの渡航者及び、フィリピン到着前の 14 日間以内に渡航歴のある者は、4 月 29 日 0:01 から 5 月 14 日まで、フィリピンへの入国を禁止することを発表した。

なお、インドから 4 月 29 日 0:01 より前に到着した渡航者は、入国禁止制限の対象とはならないものの、厳格な検疫及び PCR テストの Protokol（RT-PCR 検査結果が陰性であっても、14 日間の隔離施設での観察）を受けることとなる。

（参考） <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/03mar/20210427-IATF-RESO-112-RRD.pdf>

禁止していた外国人等のフィリピン入国を条件付きで解除（IATF 決議 113 号、2021 年 4 月 29 日発表）

フィリピン政府は 4 月 29 日付にて、禁止していた外国人等のフィリピン入国を、以下の条件のもと許可することを発表した。

- ・ 入国時に有効なビザを持つ外国人、または共和国法第 6768 号に基づく、バリックバヤン・プログラムまたはバリクバヤン・プログラムを制定する法律に基づいて与えられた資格を有している外国人。

- ・ 認定された検疫ホテル/施設で少なくとも 7 泊分の事前予約を行うこと。
- ・ 到着日から 6 日目に検疫ホテル/施設での PCR 検査を受けること。
- ・ 入国日の入国客最大受入人数にも左右される。
- ・ 4 月 27 日に発行された IATF 決議第 112 号によって課された旅行制限(インドからの渡航者及び、フィリピン到着前の 14 日間以内にインドへの渡航歴のある者)は引き続きフィリピン入国を禁止する。

(参考) <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/04apr/20210429-IATF-Resolution-113-RRD.pdf>

フィリピン入国管理局(BI)は、禁止していた外国人のフィリピンへの入国を条件付きで許可することを発表(司法省入国管理局 2021 年 4 月 30 日付プレスリリース)

4 月 30 日、フィリピン入国管理局(BI)は、5 月 1 日から有効なビザを持つ外国人の入国を条件付きで許可することを発表した。

- ・ IATF 決議 113 号に従い、入国時に有効な既存のビザを持つ外国人居住者、学生、投資家、労働者はフィリピンへの入国が許可される。
- ・ 共和国法第 6768 号、またはバリクバヤン・プログラムの下、資格を与えられた外国人もビザなしで入国することが許可される場合がある。
- ・ バリクバヤン・プログラムでは、フィリピン人の配偶者または親と一緒に入国するフィリピン国民の配偶者と子供、または他国の市民権を取得した元フィリピン人が、EO408 の対象となる 157 カ国の国籍保持者である場合にはビザなしで入国できる。
- ・ 有効かつ既存の特別居住者および退職者ビザ(SRRV)または(9(a))の一時訪問者ビザの保有する外国人は、外務省が発行した入国免除文書を提示することを条件に、入国を許可される場合がある。
- ・ 外交官および 9(e)ビザを持つ国際機関の職員を除き、到着する乗客は、認定された検疫ホテル/施設の少なくとも 7 泊分の事前予約済み書を提示する必要があり、到着日から 6 日目に検疫ホテル/施設での PCR 検査を受けることとなる。
- ・ 検疫施設の証明書を提示しなかった者は、入国を拒否され、利用可能な次のフライトで出発地に戻されることとなる。
- ・ インドからの渡航者及び、フィリピン到着前の 14 日間以内にインドへの渡航歴のある者は、5 月 14 日までフィリピンへの入国を禁止する。

(参考) https://immigration.gov.ph/images/News/2021_Yr/04_Apr/2021Apr30_Press.pdf

フィリピンに入国する全ての渡航者に適用する措置について発表(IATF 決議 114 号、2021 年 5 月 6 日発表)

5 月 6 日、フィリピン政府は、フィリピンに入国する全ての渡航者に適用する措置について発表した。

- ・ 到着する全ての渡航者は、到着時に 14 日間の検疫を実施するものとする。最初の 10 日間は検疫施設で観察され、残りは自宅にて検疫期間を終了する。
- ・ RT-PCR 検査は、フィリピン到着日を 1 日目として 7 日目に実施する。テスト結果が陰性であっても、以上の 10 日間の検疫施設での検疫を実施する必要がある。
- ・ 検疫施設での滞在する 10 日間は、検疫局により厳密な症状の観察をされることとなる。
- ・ 検疫施設で検疫期間を受けている者のニーズに迅速かつ効率的に対応できるよう、他の機関とともに体制を構築する。
- ・ 7 日目の RT-PCR 検査結果は 9 日目に配信され、10 日目に解放される。

(参考) <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/05may/20210506-IATF-Resolution-114-RRD.pdf>

パキスタン、ネパール、スリランカ、バングラデシュからの渡航者及び、フィリピン到着前の 14 日間以内に渡航歴のある者はフィリピンへの入国を禁止することを発表(事務局長からのメモランダム、2021 年 5 月 5 日発表)

5 月 5 日、フィリピン政府は、インドからの旅行者に対する入国禁止措置について、パキスタン、ネパール、スリランカ、バングラデシュを追加することを発表。

これにより、同 4 か国からのフィリピン到着前の 14 日間以内に渡航歴のある者は、5 月 7 日 0:01 (フィリピン時間) から 5 月 14 日 23:59 (フィリピン時間) まで、フィリピンへの入国が禁止される。

ただし、同 4 か国から 5 月 7 日 0:01 より前に到着した渡航者は、入国禁止制限の対象とはならないものの、厳格な検疫及び PCR テストのプロトコル (RT-PCR 検査結果が陰性であっても、14 日間の隔離施設での観察) を受けることとなる。

また、パキスタン、ネパール、スリランカ、バングラデシュでトランジットするだけのフィリピン人および外国人渡航者は、以下の規則に従うものとなる。

- ・ フィリピン人、外国人を問わず、全ての乗客は同 4 か国をトランジットしただけで空港に滞在し、入国しない限り、その国から来た、または行ったとは見なされない。
- ・ 以上の対象となる渡航者は、隔離施設での 14 日間の厳格なプロトコルを受ける必要はないが、フィリピンの既存の PCR テスト、検疫プロトコルに従う必要がある。

(参考) <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/05may/20210505-MEMO-FROM-THE-ES-RRD.pdf>

インド、パキスタン、ネパール、スリランカ、バングラデシュからフィリピンへの入国を禁止延長及び、オマーン、アラブ首長国連邦からの入国禁止を発表(大統領府広報室、2021 年 5 月 13 日発表)

5 月 13 日、フィリピン政府は、インド、パキスタン、ネパール、スリランカ、バングラデシュからの渡航規制を 5 月 31 日 23:59 (フィリピン時間) まで延長することを発表した。

加えて、オマーン、アラブ首長国連邦からの渡航及び、これら 2 カ国に、フィリピン到着から遡り 14 日間以内に渡航歴のある者は 5 月 15 日 00:01 から 5 月 31 日 23:59 までフィリピンへの入国を禁止することを発表した。

ただし、同 2 か国から 5 月 15 日 0:01 より前に到着した渡航者は、入国禁止制限の対象とはならないものの、厳格な検疫及び PCR テストのプロトコル (RT-PCR 検査結果が陰性であっても、14 日間の隔離施設での観察) を受けることとなる。

(参考) <https://pcoo.gov.ph/OPS-content/on-travel-restrictions-2/>

フィリピンへの渡航を許可される者、及び渡航できる者の要件などに関するガイドを発表(司法省入国管理局 2021 年 5 月 17 日発表)

5 月 17 日、フィリピン入国管理局 (BI) は、フィリピンへの渡航を許可される者、及び渡航できる者の要件などに関するガイドを発表した。

(1) フィリピンへの渡航を許可される者

- ・ フィリピン国民
- ・ RA6768 に基づくバリックバヤン
- ・ 入国時に有効な既存のビザを持つ外国人

(2) 入国時に有効な既存のビザを持つ外国人が、フィリピン入国の際に必要な要件

- ・ 有効な査証と外国人登録証 (ACR-I カード) を保持している。
- ・ SRRV (特別居住退職者査証) および 9 (A) 査証の所持者は、フィリピン外務省 (DFA) もしくはフィリピン国

家タスクフォース(NTF)から取得した、「入国禁止からの免除を証明する書類」を保持している。

(参考)

<https://www.facebook.com/officialbureauofimmigration/photos/pcb.2017762951695735/2017762878362409>

外国からの入国に関する規定追加に係る発表(IATF 決議 116 号、2021 年 5 月 20 日発表)

5 月 20 日、フィリピン政府は、以下のとおりフィリピンにおけるコミュニティ隔離措置に関するオムニバス・ガイドラインに外国からの入国に関する規定を追加した。フィリピンのいずれかの空港から入国する全ての入国者は、予防接種の状況に関係なく以下の入国、検疫及び検疫プロトコルが適用される。

- ・ 到着する全ての旅行者は、到着時に 14 日間の検疫を受ける(到着日を初日とする)。最初の 10 日間は検疫施設で管理され、残りはそれぞれの目的地の地方自治体の自宅検疫の下で完了する。
- ・ 到着した渡航者は、PCR 検査を、検疫期間中の 7 日目に実施するが、テスト結果が陰性であっても、施設の検疫期間である 10 日間を完了する必要がある。
- ・ 検疫局は、検疫施設に 10 日間滞在している間、厳密な症状の監視を確保するものとする。
- ・ 上記は、特定のクラスの渡航者または出発地について、IATF または大統領府によって承認された特別な議定書に従うものとする。

(参考) <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/05may/20210520-IATF-Resolution-116-RRD.pdf>

入国免除文書(EED)の有効期限について発表(司法省入国管理局 2021 年 5 月 21 日発表)

5 月 21 日、フィリピン入国管理局(BI)は、2 月 8 日以前に外務省(DFA)が発行した入国免除文書(EED)及び国家タスク・フォース(NTF)が発行した同文書を提示する外国人は、6 月 1 日以降入国が許可されなくなることを発表した。

- ・ 5 月 21 日、フィリピン入国管理局(BI)は、9(a)ビザ保有者と特別居住者退職者ビザ(SRRV)を所持する外国人が、フィリピン入国の際に必要な入国免除文書(EED)について、2 月 8 日以前に外務省(DFA)が発行した EED を提示する外国人は、6 月 1 日以降入国を許可されなくなることを発表した。また、DFA から発行された EED の有効期間は、発行日から 90 日であることも、あわせて発表した。
- ・ 3 月 22 日から 4 月 30 日までの渡航禁止期間中に国家タスク・フォース(NTF)から発行された EED についても、5 月 31 日まで利用できることを発表した(6 月 1 日以降、入国は許可されない)。

(参考) https://immigration.gov.ph/images/News/2021_Yr/05_May/2021May21_Press.pdf

インド、パキスタン、ネパール、スリランカ、バングラデシュ、オマーン、アラブ首長国連邦からの入国禁止延長を発表(大統領府広報室、2021 年 5 月 31 日発表)

5 月 31 日、フィリピン政府は、インド、パキスタン、ネパール、スリランカ、バングラデシュ、オマーン、アラブ首長国連邦からフィリピンへの入国禁止を 6 月 15 日まで延長することを発表した。

(参考) <https://pcoo.gov.ph/OPS-content/on-travel-restrictions-3/>

SRRV(特別居住者退職者ビザ)を保有する外国人の入国に係る発表(IATF 決議 119 号、2021 年 6 月 3 日発表)

フィリピン政府は 6 月 3 日、SRRV(特別居住者退職者ビザ)を保有する外国人は、入国免除文書を必要とせずに入国することができることを発表した。

(参考)<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/06jun/20210603-IATF-RESO-119-RRD.pdf>

ACR I-Card を所持しない外国人の出国について発表(司法省入国管理局 2021 年 6 月 8 日発表)

6 月 8 日、フィリピン入国管理局(BI)は、有効な既存のビザを持つ外国人は、ACR I-Card(外国人登録 ID カード)が発行されていない場合でも、出国を引き続き許可することを発表した。

(参考)https://immigration.gov.ph/images/News/2021_Yr/06_Jun/2021Jun08_Press.pdf

インド、パキスタン、ネパール、スリランカ、バングラデシュ、オマーン、アラブ首長国連邦からの入国禁止延長を発表(IATF 決議 121 号、2021 年 6 月 14 日発表)

フィリピン政府は 6 月 14 日、6 月 16 日から 30 日まで、インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、アラブ首長国連邦、オマーンに課しているフィリピンへの入国制限を延長することを発表

(参考)<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/06jun/20210614-IATF-RESO-121-RRD.pdf>

インド、パキスタン、ネパール、スリランカ、バングラデシュ、オマーン、アラブ首長国連邦からの入国禁止延長を発表(IATF 決議 123 号、2021 年 6 月 28 日発表)

フィリピン政府は 6 月 28 日、7 月 15 日まで、インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、アラブ首長国連邦、オマーンに課しているフィリピンへの入国制限を延長することを発表。

(参考)<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/06jun/20210628-IATF-RESOLUTION-123-RRD.pdf>

フィリピン及びグリーン国／管轄地域で新型コロナウイルス・ワクチン接種を完了した者の、フィリピン入国に係るガイドラインを発表(IATF 決議 123 号、2021 年 6 月 28 日発表)

6 月 28 日、フィリピン政府は、フィリピン及びグリーン国／管轄地域で新型コロナウイルス・ワクチン接種を完了した者のフィリピン入国に係るガイドラインを発表。

(1)7 月 1 日から、フィリピンにおけるコミュニティ隔離措置に関するオムニバス・ガイドラインの規定に係わらず、渡航歴に関係なく、フィリピンで完全な新型コロナウイルス・ワクチン接種を受けた全ての者のフィリピンの空港／港からの海外渡航、及び海外でワクチン接種を受け、フィリピン到着 14 日前に「グリーン」国／管轄地域のみ滞留した者は、以下のガイドラインに準拠するものとする。

(2)「グリーン」国／管轄地域は、フィリピン保健省(DOH)によって以下のように疾病発生率が「低リスク」として分類された国／管轄区域とする。

(ア)10 万人を超える人口の場合、発生率(人口 10 万人あたりの過去 28 日間の累積新規症例)及び、新規症例の実績(過去 28 日間の毎日の新規症例の傾向)。

(イ)人口が 10 万人未満の場合、技術諮問グループの規定に従って、新型コロナウイルスの症例数(過去 28 日間の累積新規症例)と新しい症例の実績。

(3)以下の者は、完全に新型コロナウイルス・ワクチン接種を受けたと見なされる。

(ア)ワクチンを 2 回接種した種類の場合、2 回目を摂取してから 2 週間以上経過した者

(イ)ワクチンを 1 回接種した種類の場合、摂取してから 2 週間以上経過した者

(ウ)個人に投与されるワクチンは以下のいずれかを使用するものとする。

(i)フィリピン食品医薬品局によって発行された緊急使用許可、もしくは特別許可が出ているワクチン。

(ii)世界保健機関(WHO)の緊急使用リスト。

(4) 完全にワクチン接種を完了した者は、ワクチン接種の証拠として以下を携帯する。

(ア) フィリピン国内で完全にワクチン接種を受けた者は、フィリピン出国前に、情報通信技術局のワクチン接種記録を通じて発行された証明書、または、ワクチン接種を実施した地方自治政府保健担当官が発行した証明書。

(イ) フィリピン以外の国／管轄区域で完全にワクチン接種を受けた者は、フィリピン海外労働局 (POLO) を通じて検証されたワクチン接種の公式文書を携帯するか、国際予防接種証明書 (イエローカード) を提示する必要がある。

(ウ) 上記文書は、フィリピン入国する際に、これを検疫局 (BOQ) に提示し、空港の運輸省総合サービス (OSS) 受付にて確認を受ける。

(5) 渡航歴に関係なく、フィリピンで完全にワクチン接種を受けた全ての再入国者、及び、海外でワクチン接種を受け、到着前 14 日間に「グリーン」国／管轄区域のみに滞在した者は、到着日を初日として、7 日間の隔離施設における隔離を行う必要がある。

(6) 上記 (3) の隔離期間中の 7 日間は、検疫官から厳格な監視を受ける。その後、個人で症状の発症がないか、7 日間の自己監視することが義務づけられる。

(7) 7 日間の隔離施設における隔離の対象となる全ての到着者は、到着日を初日として、5 日目に PCR 検査を受けることとなる。

PCR 検査で陰性の結果が出た場合、7 日間の隔離施設での検査を完了するが、陽性であることが判明した場合、規定された隔離プロトコルに従わなければならない。

(8) 7 日間の隔離期間の完了後、検疫官は、個人のワクチン接種状況を示す検疫証明書を発行する。

(9) 上記の対象とならない完全にワクチン接種した全ての到着者は、フィリピンにおけるコミュニティ隔離措置に関するオムニバス・ガイドラインに規定されている検査及び検疫プロトコルに準拠する。

(参考) <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/06jun/20210628-IATF-RESOLUTION-123-C-RRD.pdf>

新型コロナウイルス・ワクチン接種を完了した者の、フィリピン入国に係るガイドラインで言及されている「グリーン」国／管轄地域について、該当する国・地域等を発表 (IATF 決議 124 号、2021 年 6 月 30 日発表)

6 月 30 日、フィリピン政府は、6 月 28 日に発表した新型コロナウイルス・ワクチン接種を完了した者の、フィリピン入国に係るガイドラインで言及されている「グリーン」国／管轄地域について、該当する国・地域等を以下の通り発表した。

なお、日本はこの「グリーン」国／管轄地域に含まれていない。

※フィリピンが指定した「グリーン」国／管轄地域 (6 月 30 日現在)

アルバニア、アメリカン・サモア、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オーストラリア、ベナン、ベリーズ、英領バージン諸島、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、ケイマン諸島、チャド、中国、コートジボワール (アイボリーコースト)、エスワティニ、フォークランド諸島、フランス領ポリネシア、ガンビア、ガーナ、グリーンランド、グレナダ、香港、アイスランド、マン島、イスラエル、ラオス、リベリア、マラウイ、マルタ、マーシャル諸島、モーリシャス、ミクロネシア、モントセラト、モロッコ、モザンビーク、ニューカレドニア、ニュージーランド、ニジェール、ナイジェリア、北マリアナ諸島、パラオ、ルワンダ、サバ、サン・バルテルミー、セントクリストファー・ネイビス、サンピエール島・ミクロン島、シエラレオーネ、セネガル、シンガポール、シント・ユースタティウス、韓国、台湾、トーゴ、タークス・カイコス諸島 (英国)、ベトナム、ジンバブエ

(参考) <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/05may/20210630-IATF-RESOLUTION-124-A-RRD.pdf>

インド、パキスタン、ネパール、スリランカ、バングラデシュ、オマーン、アラブ首長国連邦からの入国禁止延長を発表 (IATF 決議 126 号、2021 年 7 月 13 日発表)

フィリピン政府は 7 月 13 日、7 月 31 日まで、インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、アラブ首長国連邦、オマーンに課しているフィリピンへの入国制限を延長することを発表。

(参考) <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/07jul/20210713-IATF-Resolution-126-RRD.pdf>

新型コロナウイルス・ワクチン接種を完了した者の、フィリピン入国に係るガイドラインで言及されている「グリーン」国／管轄地域について、該当する国・地域等の更新を発表 (IATF 決議 127-B 号、2021 年 7 月 15 日発表)

7 月 15 日、フィリピン政府は、6 月 28 日に発表した新型コロナウイルス・ワクチン接種を完了した者の、フィリピン入国に係るガイドラインで言及されている「グリーン」国／管轄地域について、該当する国・地域等の更新を発表した。なお、日本はこの「グリーン」国／管轄地域に含まれていない。

(参考) <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/07jul/20210715-IATF-Resolution-127-B-RRD.pdf>

インドネシアからの入国禁止を発表 (大統領府広報室、2021 年 7 月 14 日発表)

フィリピン政府は 7 月 14 日、インドネシアからの全ての渡航者及び、フィリピン到着前の 14 日間以内に渡航歴のある者は、7 月 16 日午前 12 時 01 分 (当地時間) から 7 月 31 日午後 11 時 59 分まで、フィリピンへの入国を禁止することを発表。

(参考) https://pcoo.gov.ph/news_releases/from-presidential-spokesperson-harry-roque-9/

「グリーン国／管轄地域」からの入国者に対するガイドラインの変更を発表 (IATF 決議 128-A 号、2021 年 7 月 22 日発表)

フィリピン政府は 7 月 22 日、フィリピンに国際線で到着する「グリーン国／管轄地域」からの入国者に対するガイドラインを以下のとおり改訂することを発表。

なお、日本はグリーン国／管轄地域に該当しない。

- (1) 「グリーン国／管轄地域」からの入国者は、入国地に関係なく、到着日を初日として、7 日間の隔離施設における隔離、及び 5 日目に PCR 検査を受けることとなる。
 - (2) フィリピン到着前の 14 日間、「グリーン国／管轄地域」以外に滞在歴のない者
 - (3) 完全に新型コロナウイルス・ワクチンの接種を完了している者
- なお、当該入国者の予防接種状況については、フィリピン当局は入国者がフィリピンに到着した時点で、有効性・真偽を独自に検証・確認することができる。
- (4) 7 日間の隔離施設における隔離期間中、検疫局 (BOQ) から厳格な監視を受ける。
 - (5) 5 日目の PCR 検査結果が陰性の場合、7 日間の自己監視をする等、規定のプロトコルに従う必要がある。
 - (6) PCR 検査結果が陽性であると判明した場合には、規定された隔離プロトコルに従わなければならない。
 - (7) 隔離期間の完了後、BOQ から検査証明書の発行を受ける。

(参考) <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/07jul/20210722-RESO-IATF-128-A-RRD.pdf>

マレーシア、タイからの入国禁止を発表 (大統領府広報室、2021 年 7 月 23 日発表)

フィリピン政府は 7 月 23 日、マレーシア、タイからの全ての渡航者及び、フィリピン到着前の 14 日間以内に渡航歴のある者は、7 月 25 日午前 12 時 01 分 (当地時間) から 7 月 31 日午後 11 時 59 分まで、フィリピンへの入国を禁止することを発表。

(参考) https://pcoo.gov.ph/news_releases/ph-imposes-travel-restrictions-on-malaysia-and-thailand/

インド、パキスタン、ネパール、スリランカ、バングラデシュ、オマーン、アラブ首長国連邦からの入国禁止延長を発表(IATF 決議 130 号、2021 年 7 月 29 日発表)

フィリピン政府は 7 月 29 日、8 月 15 日まで、インド、パキスタン、ネパール、スリランカ、バングラデシュ、オマーン、アラブ首長国連邦、インドネシア、マレーシア、タイに課しているフィリピンへの入国制限を延長することを発表。

(参考) <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/07jul/202107jul29-IATF-Resolution-130-RRD.pdf>

新型コロナウイルス・ワクチン接種を完了した者の、フィリピン入国に係るガイドラインで言及されている「グリーン」国／管轄地域について、該当する国・地域等の更新を発表(IATF 決議 130-B 号、2021 年 7 月 29 日発表)

7 月 29 日、フィリピン政府は、6 月 28 日に発表した新型コロナウイルス・ワクチン接種を完了した者の、フィリピン入国に係るガイドラインで言及されている「グリーン」国／管轄地域について、該当する国・地域等の更新を発表した。なお、日本はこの「グリーン」国／管轄地域に含まれていない。

(参考) <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/07jul/202107jul29-IATF-Resolution-130-B-RRD.pdf>

ワクチン接種完了者の入国時の隔離期間短縮措置の停止を発表(大統領府広報室、2021 年 8 月 11 日発表)

フィリピン大統領府は 8 月 11 日、完全に新型コロナウイルス・ワクチンの接種を完了している者に対して入国時に短縮していた隔離期間については、国内の新型コロナウイルス症例の急増を遅らせ、変異種のさらなる拡散を防止するためとして一時停止することを発表した。

これにより、全ての入国者(フィリピン人含む)は、14 日間の検疫期間(10 日間の隔離施設での隔離、その後、4 日間の自主隔離)を行うこととなる。

(参考) https://pcoo.gov.ph/news_releases/iatf-temporarily-suspends-shortened-testing-and-quarantine-protocol-for-fully-vaccinated-close-contacts/

インド、パキスタン、ネパール、スリランカ、バングラデシュ、オマーン、アラブ首長国連邦等からの入国禁止延長を発表(IATF 決議 133 号、2021 年 8 月 12 日発表)

フィリピン政府は 8 月 12 日、8 月 31 日まで、インド、パキスタン、ネパール、スリランカ、バングラデシュ、オマーン、アラブ首長国連邦、インドネシア、マレーシア、タイに課しているフィリピンへの入国制限を延長することを発表。

(参考) <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/08aug/20210812-IATF-133-RRD.pdf>

新型コロナウイルス・ワクチン接種を完了した者の、フィリピン入国に係るガイドラインで言及されている「グリーン」国／管轄地域について、該当する国・地域等の更新を発表(IATF 決議 133-B 号、2021 年 8 月 12 日発表)

8 月 12 日、フィリピン政府は、6 月 28 日に発表した新型コロナウイルス・ワクチン接種を完了した者の、フィリピン入国に係るガイドラインで言及されている「グリーン」国／管轄地域について、該当する国・地域等の更新を発表した。なお、日本はこの「グリーン」国／管轄地域に含まれていない。

(参考) <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/08aug/20210812-IATF-133-B-RRD.pdf>

フィリピンで長期雇用のために渡航予定の外国人に対する就労(9(g))ビザ発行について、その従業員に代わって雇用主である企業が申請することができることを発表(司法省入国管理局 2021 年 8 月 18 日発表)

フィリピン入国管理局(BI)は 8 月 18 日、フィリピンで長期雇用のために渡航予定の外国人に対する就労(9(g))ビザ発行について、その従業員に代わって雇用する企業が申請することができることを発表。

(参考) https://immigration.gov.ph/images/OPERATIONSORDER/2021_Yr/08_Aug/JHM_2021-004.pdf

「グリーン」国／管轄地域の変更、インドなど 10 か国からの渡航制限解除、及び「イエロー」・「レッド」国／管轄地域分類の採用(IATF 決議 136、136-B 号、2021 年 9 月 4 日発表)

9 月 4 日、フィリピン政府は、「グリーン」国／管轄地域を変更することを発表。なお、引き続き日本はこの「グリーン」国／管轄地域に含まれていない。さらに、フィリピン政府は、「イエロー」・「レッド」国／管轄地域の分類を採用することも発表。

次の指標に基づいて、IATF によって分類される。

(1)「イエロー」国／管轄地域(IATF によって「中リスク」の国／管轄地域に分類)

ア 人口が 10 万人を超える場合、新型コロナウイルス発生率(人口 10 万人あたりの過去 28 日間の累積新規症例)及び新規症例)が 50 から 500。

イ 人口が 10 万人未満の場合、新型コロナウイルスの症例数(過去 28 日間の累積新規症例)が 50 から 500。

ウ 「イエロー」国／管轄地域から来た者、及びフィリピン到着前の 14 日間以内に「イエロー」国／管轄地域に渡航歴のある渡航者は、以下の入国、テスト及び検疫プロトコルに従う必要がある。

(i) 全ての入国者は、到着時に 14 日間の検疫を受けるものとする。最初の 10 日間は検疫施設で監視され、残りはそれぞれの目的地の地方自治政府の自宅検疫を受ける。

(ii) 到着日を初日として、7 日目に PCR 検査を受けることとなり、検査結果が陰性であっても、隔離施設で 10 日間の検疫期間を完了する必要がある。

(2)「レッド」国／管轄地域(IATF によって「高リスク」の国／管轄地域に分類)

ア 人口が 10 万人を超える場合、新型コロナウイルス発生率(人口 10 万人あたりの過去 28 日間の累積新規症例)及び新規症例)が 500 以上。

イ 人口が 10 万人未満の場合、新型コロナウイルスの症例数(過去 28 日間の累積新規症例)が 500 以上。

ウ 「レッド」国／管轄地域から来た渡航者は、及びフィリピン到着前の 14 日間以内に「レッド」国／管轄地域に渡航歴のある外国人渡航者は、予防接種の状況に関係なく、入国は許可されない。

また、インドなど 10 か国からの渡航者に課されている渡航制限を 9 月 6 日に解除することも発表した。

(参考)

決議第 136 号(「イエロー」・「レッド」国／管轄地域分類の採用、及びインドなど 10 か国からの渡航制限解除等)：

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/07jul/20210903-IATF-136-RRD.pdf>

決議第 136-B 号(「グリーン」国／管轄地域等)：

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/07jul/20210903-IATF-136-B-RRD.pdf>

「グリーン」国／管轄地域の変更、「レッド」・「イエロー」国／管轄地域の発表(IATF 決議 139、2021 年 9 月 16 日発表)

9 月 16 日、フィリピン政府は、「グリーン」国／管轄地域について、該当する国・地域等を以下のとおり変更すること、また、9 月 4 日に発表した、新たな渡航制限分類の採用で発表した、「レッド」・「イエロー」国／管轄地域も以下のとおり発表した。なお、日本は、「イエロー」国／管轄地域に該当。

(1)「グリーン」国／管轄地域

アメリカ領サモア、ブルキナファソ、カメルーン、ケイマン諸島、チャド、中国、コモロ、コンゴ共和国、ジブチ、赤道ギニア、フォークランド諸島(マルビナス諸島)、ガボン、香港、ハンガリー、マダガスカル、マリ、ミクロネシ

ア連邦、モントセラト、ニューカレドニア、ニュージーランド、ニジェール、北マリアナ諸島、パラオ、ポーランド、サバ(オランダ領)、サンピエール島・ミクロン島、シエラレオネ、シント・ユースタティウス、台湾、アルジェリア、ブータン、クック諸島、エリトリア、キリバス、マーシャル諸島、ナウル、ニカラグア、ニウエ、北朝鮮、セントヘレナ、サモア、ソロモン諸島、スーダン、シリア、タジキスタン、タンザニア、トケラウ、トンガ、トルクメニスタン、ツバル、バヌアツ、イエメン

(2)「レッド」国／管轄地域

グレナダ、パプアニューギニア、セルビア、スロベニア

※「レッド」国／管轄地域から来た渡航者、及びフィリピン到着前の 14 日間以内に「レッド」国／管轄地域に渡航歴のある外国人渡航者は、予防接種の状況に関係なく、入国は許可されない。

(3)「イエロー」国／管轄地域

上記(1)、(2)に記載されていない他の全ての国／管轄地域。

※「イエロー」国／管轄地域から来た者、及びフィリピン到着前の 14 日間以内に「イエロー」国／管轄地域に渡航歴のある渡航者は、以下の入国、テスト及び検疫プロトコルに従う必要がある。

(i) 全ての入国者は、到着時に 14 日間の検疫を受けるものとする。最初の 10 日間は検疫施設で監視され、残りはそれぞれの目的地の地方自治政府の自宅検疫を受ける。

(ii) 到着日を初日として、7 日目に PCR 検査を受けることとなり、検査結果が陰性であっても、隔離施設で 10 日間の検疫期間を完了する必要がある。

(参考) <https://pcoo.gov.ph/wp-content/uploads/2021/09/20210916-IATF-RESOLUTION-139-RRD.pdf>

「グリーン」・「レッド」・「イエロー」国／管轄地域の変更の発表(IATF 決議 141-B、2021 年 9 月 30 日発表)

9 月 30 日、フィリピン政府は、10 月 15 日までの「グリーン」・「レッド」・「イエロー」国／管轄地域について、該当する国・地域等を以下のとおり変更することを発表。

なお、日本は、この「イエロー」国／管轄地域に該当。

(1)「グリーン」国／管轄地域

アメリカ領サモア、ブルキナファソ、カメルーン、ケイマン諸島、チャド、中国(本土)、コモロ、コンゴ共和国、ジブチ、フォークランド諸島(マルビナス諸島)、ハンガリー、マダガスカル、マリ、ミクロネシア連邦、モントセラト、ニュージーランド、ニジェール、北マリアナ諸島、パラオ、ポーランド、サバ(オランダ領)、サンピエール島・ミクロン島、シエラレオネ、シント・ユースタティウス、台湾、アルジェリア、ブータン、クック諸島、エリトリア、キリバス、マーシャル諸島、ナウル、ニカラグア、ニウエ、北朝鮮、セントヘレナ、サモア、ソロモン諸島、スーダン、シリア、タジキスタン、タンザニア、トケラウ、トンガ、トルクメニスタン、ツバル、ウズベキスタン、バヌアツ、イエメン

※「グリーン」国／管轄地域から来た渡航者、及びフィリピン到着前の 14 日間以内に「グリーン」国／管轄地域に渡航歴のある外国渡航者は、以下の入国、テスト及び検疫プロトコルに従う必要がある。

(i) 全ての入国者は、到着時に 14 日間の検疫を受けるものとする。最初の 7 日間は検疫施設で監視され、残りはそれぞれの目的地の地方自治政府の自宅検疫を受ける(14 日間)。

(ii) 到着日を初日として、5 日目に PCR 検査を受けることとなり、検査結果が陰性であっても、隔離施設で 7 日間の検疫期間を完了する必要がある。

(iii) ただし、完全にワクチン接種を完了した者で、ワクチン接種の証拠として証明書を提示する必要がある。

(2)「レッド」国／管轄地域

バミューダ

※「レッド」国／管轄地域から来た渡航者、及びフィリピン到着前の 14 日間以内に「レッド」国／管轄地域に渡航歴のある外国人渡航者は、予防接種の状況に関係なく、入国は許可されない。

(3)「イエロー」国／管轄地域

上記(1)、(2)に記載されていない他の全ての国／管轄地域。

※「イエロー」国／管轄地域から来た者、及びフィリピン到着前の14日間以内に「イエロー」国／管轄地域に渡航歴のある渡航者は、以下の入国、テスト及び検疫プロトコルに従う必要がある。

(i) 全ての入国者は、到着時に14日間の検疫を受けるものとする。最初の10日間は検疫施設で監視され、残りはそれぞれの目的地の地方自治政府の自宅検疫を受ける。

(ii) 到着日を初日として、7日目にPCR検査を受けることとなり、検査結果が陰性であっても、隔離施設で10日間の検疫期間を完了する必要がある。

(参考) <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/09sept/20210930-IATF-141-B-RRD.pdf>

「グリーン」・「イエロー」国／管轄地域からの渡航者の検査・検疫プロトコルの変更の発表(IATF 決議 142、2021 年 10 月 7 日発表)

10月7日、フィリピン政府は、「グリーン」・「イエロー」国／管轄地域からフィリピンに入国する渡航者の検査・検疫プロトコル等を変更することを発表。

「グリーン」・「イエロー」国／管轄地域からフィリピンに入国する渡航者の検査検疫プロトコルについては以下の通り。

ア 完全にワクチン接種した渡航者は、到着日から5日目に行われるPCR検査の陰性結果を受けるまで施設における隔離を行う必要がある。その後、到着日を初日として、10日目まで自宅での隔離を行う必要がある。なお、外国人は、少なくとも6日間、宿泊施設を事前に予約する必要がある。

イ ワクチン接種を受けていない、部分的にワクチン接種を受けている、またはフィリピン当局が独自にワクチン接種状況についてその有効性、信憑性が検証・確認できない渡航者は、到着日から7日目に行われるPCR検査陰性結果を受けるまで施設での隔離を行う必要がある。その後、到着日を初日として、14日目まで自宅での隔離を行う必要がある。なお、外国人は、少なくとも8日間、宿泊施設を事前に予約する必要がある。

(参考) <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/10oct/20211007-IATF-RESOLUTION-142-RRD.pdf>

フィリピン渡航者の検査・検疫プロトコルの変更の発表(IATF 決議 144-A、2021 年 10 月 14 日発表)

10月14日、フィリピン政府は、フィリピンに入国する渡航者の検査・検疫プロトコルを変更することを発表。なお、フィリピンのすべての入国地における「イエロー」国／地域／管轄区域のプロトコルは次のとおり。なお、日本は、この「イエロー」国／地域／管轄区域に該当。

(i) 「イエロー」国／管轄区域／地域から入国する完全にワクチン接種した渡航者は、到着日から5日目に行われるPCR検査の陰性結果を受けるまで施設における検疫を受ける必要がある。その後、到着日を初日として、10日目まで自宅での検疫を行う必要がある。施設の検疫中の症状の観察はフィリピン検疫局(BOQ)により厳密に行われる。

なお、外国人は少なくとも6日間、宿泊施設を事前に予約する必要がある。

(ii) ワクチン接種を受けていない、部分的にワクチン接種を受けた、または「イエロー」国／管轄区域／地域から入国するフィリピン当局が独自にワクチン接種状況についてその有効性、信憑性が検証・確認できない渡航者は、到着日から7日目に行われるPCR検査の陰性結果を受けるまで施設における検疫を受ける必要がある。その後、到着日を初日として、14日目まで自宅において検疫を行う必要がある。

なお、外国人は少なくとも8日間、宿泊施設を事前に予約する必要がある。

(参考) <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/10oct/20211014-IATF-144A-RRD.pdf>

「グリーン」・「レッド」・「イエロー」国／地域／管轄区域の変更の発表(IATF 決議 144-B、2021 年 10 月 14 日発表)

10月14日、フィリピン政府は、「グリーン」・「イエロー」・「レッド」国／地域／管轄区域を変更することを発表。なお、日本は、この「イエロー」国／地域／管轄区域に該当。

(参考) <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/10oct/20211014-IATF-144B-RRD.pdf>

「グリーン」・「レッド」・「イエロー」国／地域／管轄区域の変更の発表 (IATF 決議 146-B、2021 年 10 月 28 日 発表)

10月28日、フィリピン政府は、11月1日から11月15日までの「グリーン」・「レッド」・「イエロー」国／地域／管轄区域について、該当する国・地域等を変更することを発表。なお、日本は、この「イエロー」国／管轄地域に該当。

(参考) <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/09sept/20211028-IATF-Resolution-146-B.pdf>

フィリピンにおける日本国政府発行の新型コロナワクチン証明書の承認 (2021 年 10 月 28 日)

10月28日、フィリピン政府は在フィリピン日本国大使館に対し、10月27日から日本国政府発行の新型コロナワクチン証明書を有効することを承認するとの通知があった(公表はなし)。

これにより、日本で完全にワクチン接種を完了し、各市町村が発行する「海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書」、または、羽田空港及び成田空港にて実施している「海外在留邦人向け新型コロナワクチンウィルス・ワクチン接種事業」で接種証明書を取得した上で、フィリピンに渡航・入国する者は、完全にワクチン接種された渡航者の検疫プロトコルが適用される。

※「海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書」を所持する渡航者のフィリピン入国プロトコル

「イエロー」国／管轄区域／地域(日本は「イエロー」国／管轄区域／地域に該当)から入国する完全にワクチン接種した渡航者は、到着日から5日目に行われるPCR検査の陰性結果を受けるまで施設における検疫を受ける必要がある(6日間、宿泊施設を事前に予約が必要)。その後、到着日を初日として、10日目まで自宅での検疫を行う必要がある。施設の検疫中の症状の監視はフィリピン検疫局(BOQ)により厳密に行われる。

＜ご参考③:新型コロナウイルスワクチン接種に関して＞

事業所にてワクチン接種を施す民営事業所を対象とした、新型コロナウイルスワクチンの管理に関するガイドライン(雇用労働省 2021 年 3 月 12 日付発表)

事業所にてワクチン接種を施す民営事業所は、保健省や IATF が発行するガイドラインに整合した新型コロナウイルスワクチンの接種計画を策定・実行すること。その際に、各種法律や規制にも従わねばならない。なお、事業所でワクチン接種を行うにあたり、従業員に対して費用負担を要求しないこと。

(参考)

<https://www.dole.gov.ph/news/labor-advisory-no-03-21-guidelines-on-the-administration-of-covid-19-vaccines-in-the-workplaces/>

予防接種完了者のガイドラインの修正等(IATF 決議 120 号、2021 年 6 月 10 日発表)

6 月 16 日から、フィリピンにおけるコミュニティ隔離措置に関するオムニバス・ガイドラインの規定にかかわらず、フィリピンで完全に新型コロナウイルス・ワクチン接種を受けた者は、フィリピン国内の空港・港への海外からの入国が許可されることも発表した。

さらに、「一般的なコミュニティ隔離措置(GCQ)」または「修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置(MGCQ)」の対象地域で完全にワクチン接種を受けた高齢者は、正式に発行された新型コロナウイルス予防接種カードの所持を条件として移動が許可されることも発表した。

ただし、IATF 決議第 118-A 号に基づいた移動のみが許可される。また、IATF から発出されたプロトコルと最低限の公衆衛生基準を厳密に遵守する必要がある。

(参考)

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/06jun/20210610-IATF-Resolution-120-RRD.pdf>

12 歳から 17 歳子供へのワクチン接種に関して(IATF 決議 141 号、2021 年 9 月 30 日発表)

9 月 30 日、フィリピン政府は、12 歳から 17 歳の子供へのワクチン接種は、国立ワクチン接種オペレーション・センターによって決定される予定の段階的な取り組みの下で、2021 年 10 月 15 日から開始されることを発表。

(参考)

<https://pcoo.gov.ph/wp-content/uploads/2021/09/20210930-IATF-141-RRD.pdf>

<ご参考④: 新型コロナウイルス感染対策に関する各省政令を包括する指針(Omnibus Guidelines)>

(大統領令第 112 号により 4 月 29 日施行、最新版は 2021 年 9 月 23 日付け改訂)

(出所) フィリピン政府 新型コロナウイルス感染対策ウェブサイト

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/09sept/20210923-OMNIBUS-RRD.pdf>

第1節 用語解説(略)

第 2 節 強化されたコミュニティ隔離措置(Enhanced Community Quarantine)

1 本措置の施行期間中にわたり、保健省の定める公衆衛生基準を遵守しなければならない。

※ 保健省省令 2020-0015「新型コロナウイルス感染を抑制するための公衆衛生基準ガイドライン」
(2020 年 4 月 27 日発表)

<https://www.doh.gov.ph/node/21466>

2. すべての人の移動は、許可された施設からの商品やサービスへのアクセス、そのような施設での作業、またはこのセクションで許可されているその他の活動に限定されるものとする。

3. 18 歳未満または 65 歳より高齢の者、免疫不全や合併症等の健康リスクを持つ者、妊婦、これらの者と同居する者は、生活維持に必要な物資やサービスを利用したり、認可された事業所で勤務したりするために必要な場合を除いて自宅にとどまるものとする。

→ 地方自治体が独自に若年層の年齢制限を引き上げること可能。

貿易産業省 覚書回覧 20-55(2020 年 10 月 20 日発効)

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/10oct/20201020-MEMORANDUM-CIRCULAR-NO-20-55-S-2020.pdf>

4. 以下の活動／個人／事業所に限り、営業／操業できる。これらを行うために ECQ が適用されている地域内を移動することは認められる。

a. 通常(100%)の人員体制で営業／操業が認められる

- i 官民の病院
- ii 医療や緊急対応を要するサービス(人工透析センター、化学療法センター、HMO、健康保険提供者、災害リスク軽減管理責任者、および公安責任者など)
- iii 医薬品やビタミン、医療用品・器具の製造と配送、原材料や包装資材の供給
- iv 農林水産業(作物、果物、野菜、家畜および家禽)、林業、漁業、および食品バリューチェーンのそのような他の構成要素とその労働者(農民や漁民を含む)
- v 物流サービス(配達および宅配サービス、荷役、倉庫保管、トラック輸送、貨物輸送、港湾運営および出荷ライン)
- vi 政府もしくは民間部門による、不可欠で優先的な建設プロジェクト。公共事業道路省によるガイドラインに従っていることが条件
- vii 食品およびその他の必需品に関連する製造業。石鹼と洗剤、おむつ、個人衛生用品、トイレに限定紙とウェットティッシュ、および消毒剤
- viii セメントや鉄鋼製品など、建設に必要な機器や資材を製造・供給する事業者
- ix 公共市場などの重要な小売業およびサービス施設、スーパーマーケット、食料品店、コンビニエンスストア、薬局、またはドラッグ店舗、ハードウェア、事務用品、自転車店、ランドリーショップ、給水所
- x 食堂、レストラン、飲食店、キオスクなどの食品調理施設。ただし、テイクアウトと配達に限定
- xi 政府の助成金・補助金の配布に関わる公的及び民間の金融サービス提供
- xii ビジネスプロセスアウトソーシング施設(BPO)、輸出志向型事業、鉱業および採石活動を

含む事業
xiii 公共交通機関の提供者やオペレーター

- b. 通常の 50%以下で営業／操業が認められる。在宅勤務等の代替的な勤務形態を併用。
- i メディア施設、及びリポーターなどを含むメディアの常勤従業員
- c. 最小限の人員体制で営業／操業が認められる。
- i 上記以外の診療所（医療、歯科、リハビリテーション、眼科）。薬局またはドラッグストア。歯科は診療者と患者共に防護服を着用する。身障者向け在宅サービスも認められる。
 - ii 獣医クリニック（動物病院）
 - iii 銀行、送金サービス、送金サービスを行う質屋、マイクロファイナンスを行う金融機関、信用組合、現金輸送サービス
 - iv 資本市場（中央銀行、証券取引所等）
 - v 水供給と公衆衛生に関する施設とサービス（廃棄物処理、不動産やビルの管理を含む）
 - vi エネルギー・電力の事業者及びその取引先やサービス・プロバイザー〔送電、配電、発電、電力の小売、石炭・原油・石油・石油製品・その他の発電燃料の採掘・製造・流通（ガソリン・ステーション、石油の精製所や貯蔵所を含む）〕
 - vii 通信事業者、インターネットプロバイダー、ケーブルテレビ事業者、及びそれらの営業やメンテナンス等のサービスを担う外部委託事業者
 - viii 空輸、航空機のメンテナンス、パイロット、航空機の客室乗務員、航空学校の従業員、船舶の船長と乗務員、造船所における造船と修繕
 - ix 葬儀および防腐処理サービス
 - x PNP-セキュリティおよび調査機関の監督局からライセンスを受けたセキュリティ担当者
 - xi 国税庁またはその他の政府当局に認可されている会計様式等の印刷業（Printing press）
 - xii コンピュータや住宅営繕を含む各種機器の修理やメンテナンス
 - xiii スペアパーツの販売を含む、自動車および非自動車の修理および保守に従事する事業所
 - xiv 不動産業（ただし、賃貸に限る）
 - xv 許可された分野の採用と配置等雇用活動
 - xvi オンライン/オフライン、柔軟な形式で行われる授業、学年の完了、学生の資格・要件、および文書の処理を目的とした教師、教授、およびその他のスタッフ
 - xvii 必要な法的代理人および許可された施設に対する法的サービスを提供する弁護士
 - xviii インターネットを介した消費財またはサービスの売買に必要なすべての施設

他のすべての事業、個人、または活動は、ECQ 中にオンサイトで運営、作業、または実施することを許可されない。

5. 上記にかかわらず、貿易産業省（DTI）は、ECQ の対象地域で禁止されたままである産業のネガティブリストを発行することをここに許可されている。
6. 政府、地方自治体は最小限の出勤体制と代替的な勤務体制で運営する。
7. 国会、法廷、オンブズマン事務所、憲法委員会は最小限または代替的な勤務体制で運営する。
8. 外務省が認可する外交団及び国際機関の職員が、外交活動または外務省のガイドラインに沿って行う活動は、最小限の人員体制で行うことができる。
9. 観光省から有効な認可証が発効されているホテル及び宿泊施設のみが、国家公衆衛生緊急事態における合法的な目的に沿う宿泊客と関係者を宿泊させることができる。これらのホテル及び宿泊施設、レストラン、カフェ、ジム、スパ、宴会場等の施設内付属施設の運営は、観光省とIATFの発行するガイドラインに基づいて運営するものとする。
10. 住居の外での集会は禁止。同様に、身近な世帯以外の人と一緒に住居に集まるのも禁止。ただ

し、適切な政府機関または機関によって承認された医療サービス、政府サービス、または人道活動の提供に不可欠な集会は許可される。

牧師、司祭、その他の宗教的聖職者およびその助手は、オンラインビデオ録画・送信による宗教的サービス、納骨式、通夜、埋葬、および葬儀を行うことができ、これらの目的のために移動することが許されるものとする。新型コロナウイルス以外の原因で死亡した故人、あるいは新型コロナウイルスで死亡し火葬された故人の近親者は、故人との関係を十分に証明した上で、故人の通夜または埋葬に参列するために居住地から移動することが認められ、その活動期間中は所定の最低公衆衛生基準を完全に遵守するものとする。

11. 対面形式の授業は中止する。
12. 道路、鉄道、海上、航空分野の公共交通機関は、運輸省によって規定されるプロトコルに従った容量での運行が許可される。
13. 行政当局は、政府が発行する通行パス (Integrated Bar of the Philippines ID、IATF ID、bona fide ID、Local ID)を確認することができる。
14. 貨物輸送や公益事業者の移動は妨げられない。認可された事業所によるシャトルサービスは ID システムの対象にはならないが、最低限の衛生措置を維持する必要がある。
15. 給与支払手続きも極力オンライン対応を勧奨するものの、対応が難しい場合は、給与支払い業務のための出勤を認める。
16. 内務自治省 (DILG) の定めたガイドラインに則り、地方自治体は夜間外出禁止令を課す。労働者、貨物車、公共交通機関、そして営業／操業が認められた事業所の業務時間は、夜間外出禁止令の制限から外れる。
17. 給与支払手続きも極力オンライン対応を勧奨するものの、対応が難しい場合は、給与支払い業務のための出勤を認める。
18. 前述の禁止事項に違反した場合、個人または団体の非協力に該当し、場合によっては共和国法第 11332 号の第 9 項で処罰される。別名「Mandatory Reporting of Notifiable Diseases and Health Events of Public Health Concern Act」として知られる共和国法 No.11332 の(d)または(e)項、およびその施行規則に基づいて処罰される。

第 3 節 修正を加えた、強化されたコミュニティ隔離措置 (Modified Enhanced Community Quarantine)

1. 本措置の施行期間中にわたり、保健省の定める公衆衛生基準を遵守しなければならない。
2. 全ての人の移動は、許可された施設の商品やサービスを利用するため、当該施設で働くため、または本項で許可されたその他の活動のために限定される。
3. 18 歳未満または 65 歳より高齢の者、免疫不全や合併症等の健康リスクを持つ者、妊婦、これらの者と同居する者は、生活維持に必要な物資やサービスを利用したり、認可された事業所で勤務したりするために必要な場合を除いて、自宅にとどまるものとする。

→地方自治体は、独自に外出制限年齢の下限を 18 歳未満から 15 歳未満まで引き下げることが可能。

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/10oct/20201015-IATF-Resolution-79-RRD.pdf>

4. ECQ 下で「第 2 節 4.」にて営業／操業が認められている全ての活動／個人／事業所は、通常人員（100%）での活動が認められる。
5. ECQ 下で営業／操業が認められていない活動／個人／事業所は、通常の 50%の人員で活動が認められる。在宅勤務やその他の柔軟な業務体制が推奨される。

上記に関して、貿易産業省が活動制限を規定する権限を侵害しない範囲において、以下の活動／個人／事業所は MECQ 下で営業／操業が許可されない。

- a. カラオケバー、バー、クラブなどのライブパフォーマーがいるエンターテイメント会場、コンサートホール、劇場、映画館
 - b. インターネットカフェ、ビリヤードホール、アミューズメントアーケード、ボウリング場、および同様の会場
 - c. 遊園地またはテーマパーク、見本市／ペリア、子供向け遊園地など遊び場、プレイルーム、子供用乗り物
 - d. コンタクトスポーツ、ゲーム
 - e. 屋内スポーツコートまたは会場、フィットネススタジオ、ジム、スパ、またはその他の屋内レジャーセンターや施設、プール
 - f. カジノ、競馬、闘鶏の運営、宝くじ、賭け屋、および行われた抽選を除く他のゲーム施設
 - g. 屋内の観光名所、図書館、アーカイブ、美術館、ギャラリー、および文化ショーや展示
 - h. 屋外の観光名所
 - i. MICE および会議・展示会の会場
 - j. 美容院、美容パーラー、メディカルエステティッククリニック、コスメティックまたはダーマクリニック、メイクアップサロン、ネイルスパ、リフレクソロジー、エステティック、ウェルネス、ホリスティックセンター、その他類似の施設を含むパーソナルケアサービス、鍼灸・電気治療施設、スポーツセラピーを含むマッサージセラピー施設。日焼けサービス、ボディピアス、タトゥー、その他同様のサービスを提供する施設、これらの活動のためのホームサービス。
 - k. レストランなどの食品調理施設の屋内での食事サービス
6. 政府機関は、100%の人員体制で運営する。現場の人員は必要最小限とし、その他の人員は、機関長が認めた代替的な方法で業務を行う。
 7. 国会、法廷、オンブズマン事務所、憲法委員会、代替的な業務形態が認められる。
 8. 外務省に認可された外交団と国際機関は最小限の出勤体制で運営できる。
 9. 観光省から有効な認可証が発効されているホテル及び宿泊施設のみが、国家公衆衛生緊急事態における合法的な目的に沿う宿泊客と関係者を宿泊させることができる。これらのホテル及び宿泊施設、レストラン、カフェ、ジム、スパ、宴会場等の施設内付属施設の運営は、観光省とIATFの発行するガイドラインに基づいて運営するものとする。
 10. 屋外での集会、屋内での近親者以外との集会は禁止。医療サービス、政府サービス、政府機関によって承認された人道活動は許可される。

宗教関連集会は、会場の 10%まで可。ただし、地方自治体は会場定員を 30%まで引き上げることが可能。宗教関連集会の実施にあたり、公衆衛生基準を遵守しなければならない。

新型コロナウイルス以外の原因で死亡した故人、あるいは新型コロナウイルスで死亡し火葬された故人の近親者は、故人との関係を十分に証明した上で、故人の通夜または埋葬に参列するために居住地から移動することが認められ、その活動期間中は所定の最低公衆衛生基準を完全に遵守するものとする。

11. 対面形式の授業は中止する。
12. 道路、鉄道、海上、航空分野の公共交通機関は、運輸省によって規定されるプロトコルに従った容量での運行が許可される。自転車など動力装置のない移動手段の利用を勧奨する。
13. 法執行機関は、次の ID のいずれかを認識する。(i)発行された IATF ID、(ii)認定機関によって発行された有効な ID、またはその他の関連文書、(iii)もし地方自治体が要求する場合は、ローカル ID。
14. 貨物輸送や公益事業者の移動は妨げられない。認可された事業所によるシャトルサービスは ID システムの対象にはならないが、最低限の衛生措置を維持する必要がある。
15. 給与支払手続きも極力オンライン対応を勧奨するものの、対応が難しい場合は、給与支払い業務のための MECQ 下での出勤を認める。
16. 内務自治省(DILG)の定めたガイドラインに則り、地方自治体は夜間外出禁止令を課す。労働者、貨物車、公共交通機関、そして営業／操業が認められた事業所の業務時間は、夜間外出禁止令の制限から外れる。
17. 前述の禁止事項に違反した場合、個人または団体の非協力に該当し、場合によっては共和国法第 11332 号の第 9 項で処罰される。別名「Mandatory Reporting of Notifiable Diseases and Health Events of Public Health Concern Act」として知られる共和国法 No.11332 の(d)または(e)項、およびその施行規則に基づいて処罰される。
18. 前述の禁止事項に違反した場合、個人または団体の非協力に該当し、場合によっては共和国法第 11332 号の第 9 項で処罰される。別名「Mandatory Reporting of Notifiable Diseases and Health Events of Public Health Concern Act」として知られる共和国法 No.11332 の(d)または(e)項、およびその施行規則に基づいて処罰される。

第 4 節 一般的なコミュニティ隔離措置 (General Community Quarantine)

1. 本措置の施行期間中にわたり、保健省の定める公衆衛生基準を遵守しなければならない。
2. すべての人の移動は、許可された施設からの商品やサービスへのアクセス、そのような施設での作業、またはこのセクションで許可されているその他の活動に限定される。
→GCQ 下のマニラ首都圏
外出禁止時間は各自治体の定めによる(夜 10 時～朝 4 時が多い)。
IATF と NTF は、商業施設、職場、公共交通ではマスクとフェイスシールドの着用を求めている。
地方自治体が独自に外出許可証を発給することも認めている。
3. 18 歳未満または 65 歳より高齢の者、免疫不全や合併症等の健康リスクを持つ者、妊婦、これらの者と同居する者は、生活維持に必要な物資やサービスを利用したり、認可された事業所で勤務したりするために必要な場合を除いて、自宅にとどまるものとする。
→ 地方自治体が独自に若年層の年齢制限を 15 歳まで引き上げることも可能。
貿易産業省 覚書回覧 20-55(2020 年 10 月 20 日発効)
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/10oct/20201020-MEMORANDUM-CIRCULAR-NO-20-55-S-2020.pdf>
4. これらのガイドラインのセクション 2(4)に基づいて ECQ 中に運営、作業、または実施することが許可されているすべての施設、人、または活動は、完全なオンサイト能力で運営することが許可される。
5. ECQ 中に運営、作業、または実施することが許可されていないすべての施設、人、または活動は、

貿易産業省が決定する 50%から 100%の範囲で現場での活動を許可されるものとする。また、在宅勤務などの柔軟な働き方を推奨する。LGU は、管轄内の感染状況に応じて、DTI が設定した最小値の 50%まで人員容量を下げることができる。

上記にかかわらず、以下の施設、個人、または活動は、GCQ 中に運営、作業、または実施することを許可されないものとする。

- a カラオケバー、バー、クラブ、コンサートホール、劇場、映画館などのライブパフォーマーがいる娯楽施設。
- b インターネットカフェ、ビリヤードホール、アミューズメントアーケード、ボーリング場などのレクリエーション施設
- c 遊園地またはテーマパーク、見本市/ペリア、遊び場、プレイルーム、子供用乗り物などの子供向けアミューズメント産業
- d カジノ、競馬、闘鶏、コックピット、宝くじ、賭博場、その他のゲーム施設の運営。
- e コンタクトスポーツ、ゲーム、またはそれら活動のための屋外スポーツコートまたは会場の運営

上記同様、貿易産業省は GCQ の対象地域であっても禁止すべき産業のネガティブリストを発行する権限を有している。

6. 官民を問わず、全ての建設プロジェクトを進めることができる。工事に当たっては、公共事業道路省の建設安全ガイドラインに従うこと。

※ 公共事業道路省 建設安全ガイドライン(2020 年 5 月 19 日発表、改訂版)

https://www.dpwh.gov.ph/dpwh/sites/default/files/filefield_paths/DO_39_s2020.pdf

7. 政府機関は CSC が発行した関連規則および規制に基づき、最低でも 30%稼動しなければならない。
8. 立法府(上院と下院)、司法府(最高裁判所、控訴裁判所、税務控訴裁判所、サンディガンバヤン、下級裁判所)、オンブズマン事務所、憲法委員会が代替的な勤務形態を実施するために、共同または独立した権限を持つことが認められている。
9. 外務省に認可された外交団と国際機関は通常の人員体制で運営できる。
10. 観光省から有効な認可証が発効されているホテル及び宿泊施設のみが、国家公衆衛生緊急事態における合法的な目的に沿う宿泊客と関係者を宿泊させることができる。これらのホテル及び宿泊施設、レストラン、カフェ、ジム、スパ、宴会場等の施設内付属施設の運営は、観光省と IATF の発行するガイドラインに基づいて運営するものとする。
11. 本項に基づき GCQ で許可されている場合を除き、住居外での集会は禁止。また、家族以外の人と住宅で集まることも同様に禁止。ただし、医療サービスの提供、政府サービスの提供、または適切な政府機関もしくは組織が許可した人道的活動のために必要な集会は許可されるものとする。

宗教集会は、会場収容人数の 30%まで認められるものとする。ただし、宗教的集会が行われる可能性のある地方自治体単位からの異議申し立てがない場合に限る。また、地方自治体は、会場収容人数を最大 50%まで増やすことが可能。宗教団体は、提出したプロトコルと最低限の公衆衛生基準を厳守しなければならない。

新型コロナウイルス以外の原因で死亡した故人、あるいは新型コロナウイルスで死亡し火葬された故人のための納骨式、通夜、埋葬、葬儀のための集会は、会場の収容人数の 30%まで認められるものとする。ただし LGU は、許容される会場容量を 50%まで増加させることができるものとする。ただし、活動期間中は、所定の公衆衛生上の最低基準を完全に遵守しなければならない。

記念公園、墓地、コロムビアへの訪問は、グループあたり 10 人以下、会場収容人数の 30%以下に制限される。ただし LGU は、会場の許容収容人数を最大 50%まで増加させることができる。

12. 基礎教育のための対面式、または対面式の授業は中止する。基礎教育部門は、DepEd のガイドラインに従って運営されるものとする。高等教育および技術的職業教育訓練のための限定的な対面式または対面式の授業は、CHED および TESDA のそれぞれのガイドラインに従って認められる。
 - a. 高等教育〔CHED(高等教育委員会)の高等教育機関向け勧告による〕
 - i オンライン教育は随時開始可能、フレキシブル・ラーニングは 2020 年 8 月から開始可能、物理的な授業は 2020 年 9 月 1 日以降に開講可能。
 - ii 私立の高等教育機関は 2020 年 8 月以降の開講を勧奨。
 - b. TESDA(技術教育・技能開発庁)の職業教育訓練プログラム
オンライン教育を基本とするが、GCQ 下では実習も含めて実施。
13. 道路、鉄道、航路、空路での公共交通は、運輸省のガイドラインに定める輸送人員と手順での運行が認められる。
運輸省のガイドラインは【参考 2】として後掲。
14. 法執行機関は、以下のいずれかの ID を認識するものとする。
 - (i) 許可された施設または個人を管轄する規制当局によって発行された IATF ID。
 - (ii) ECQ で許可されている認定組織または施設によって発行された有効な ID またはその他の関連文書。
 - (iii) LGU から要求された場合、重要な商品やサービスを利用するためのローカル ID。
15. 貨物／配送用の車両、および公共事業会社が使用する車両の移動は妨げられないものとする。許可された施設のシャトルサービスは、最低限の公衆衛生基準を遵守しなければならない。
16. ウォーキング、ジョギング、ランニング、サイクリング、ゴルフ、水泳、テニス、バドミントン、馬術、射撃、ダイビング、スケートボードなど、屋外での非接触型スポーツやその他の運動は許可されている。ただし、公衆衛生上の最低基準を遵守し、必要に応じて用具を共用しないことが条件。また、関連するクラブハウスや同様の施設がある場合は、その運営が DTI の定めるプロトコルに準拠していることが条件。このために、18 歳未満および 65 歳以上の人は、屋外での非接触型スポーツおよびその他の形態の運動を許可される。

すべての非接触型スポーツおよび運動における観戦者は禁止。

17. 夜間外出禁止時間は、LGU が課すことができる。ただし、労働者、貨物車両、公共交通機関、許可された施設の営業時間は、夜間外出禁止令によって制限されてはならない。
18. 前述の禁止事項に違反した場合、個人または団体の非協力に該当し、場合によっては共和国法第 11332 号の第 9 項で処罰される。別名「Mandatory Reporting of Notifiable Diseases and Health Events of Public Health Concern Act」として知られる共和国法 No.11332 の(d)または(e)項、およびその施行規則に基づいて処罰される。

※ 第 4 種産業カテゴリーのうち、旅行代理店は最小限の人員体制での営業を認められている。

※ 貿易産業省 覚書回覧 MC20-39(飲食業の営業ガイドライン、2020 年 7 月 17 日発表)
https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/180720_MC2039.pdf

- ※ 貿易産業省 覚書回覧 MC20-38(理髪店と美容室の営業ガイドライン、2020年7月5日発表)
[https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/Memorandum+Circular+No.+20-38+\(Updated+Guidelines+for+Barbershops+and+Salons\).pdf](https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/Memorandum+Circular+No.+20-38+(Updated+Guidelines+for+Barbershops+and+Salons).pdf)
- ※ 貿易産業省 覚書回覧 MC20-53(旅行代理店のカテゴリー変更、2020年10月16日発表)
<https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/Memorandum+Circular+No.+20-53-signed.pdf>
- ※ 貿易産業省 覚書回覧 MC21-08(アミューズメント施設、ゲーム産業施設、観光産業施設のカテゴリー変更、2021年3月2日発表)
https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/DTI+MC+No.+21-08_030121.pdf
- ※ 貿易産業省 覚書回覧 MC20-21(2020年5月4日発表)
https://www.dti.gov.ph/sdm_downloads/memorandum-circular-no-20-21-series-of-2020/

第5節 修正された、一般的なコミュニティ隔離措置 (Modified General Community Quarantine)

1. 本措置の施行期間中にわたり、保健省の定める公衆衛生基準を遵守しなければならない。
2. 全ての人の移動は、許可された施設の商品やサービスを利用、当該施設で働くため、または本項で許可されたその他の活動のために限定される。
3. 15歳未満または65歳より高齢の者、免疫不全や合併症等の健康リスクを持つ者、妊婦、これらの者と同居する者は、生活維持に必要な物資やサービスを利用する場合、認可された事業所で勤務する場合、本節で認めるその他の場合を除いて、自宅にとどまるものとする。前述の年齢制限に関し、観光目的の旅行者については、地方自治体が観光省、保健省、内務省に協議したうえで、緩和しても良い。
 - 地方自治体が独自に若年層の年齢制限を引き上げることも可能。
 貿易産業省 覚書回覧 20-55(2020年10月20日発効)
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/10oct/20201020-MEMORANDUM-CIRCULAR-NO-20-55-S-2020.pdf>
4. 全ての民間事業事務所は、在宅勤務やその他の柔軟な勤務形態を奨励しつつ、50%から100%の範囲で現場での稼働を許可。
5. 以下の施設、人、または活動は、MGCQ期間中に営業、作業、または実施することは許可されない。
 - a カラオケ店、バー、クラブ、コンサートホール、劇場などの娯楽施設
 - b フェア、プレイグラウンド、プレイルーム、子供用乗り物などの子供向けアミューズメント産業
 - c 闘鶏およびコックピットの運営。ただし、Philippine Amusement and Gaming Corporation が認可・規制する e-sabong の実施を唯一の目的とする場合を除く。
 上記同様、貿易産業省は MGCQ の対象地域であっても禁止すべき産業のネガティブリストを発行する権限を有している。
6. 官民を問わず、全ての建設プロジェクトを進めることができる。工事に当たっては、公共事業道路省の建設安全ガイドラインに従うこと。
 - ※ 公共事業道路省 建設安全ガイドライン(2020年5月19日発表、改訂版)
https://www.dpwh.gov.ph/dpwh/sites/default/files/filefield_paths/DO_39_s2020.pdf
7. 政府機関は、最低でも50%稼働しなければならない。

8. 立法府(上院と下院)、司法府(最高裁判所、控訴裁判所、税務控訴裁判所、下級裁判所)、オンブズマン事務所、憲法委員会が、代替的な勤務形態を実施するために、共同または独立した権限を持つことが認められている。
9. 外務省の認定を受けた外国の外交団や国際機関の職員や従業員は、現場でのフル稼働が可能
10. 観光省から有効な認可証が発効されているホテル及び宿泊施設のみが、国家公衆衛生緊急事態における合法的な目的に沿う宿泊客と関係者を宿泊させることができる。これらのホテル及び宿泊施設、レストラン、カフェ、ジム、スパ、宴会場等の施設内付属施設の運営は、観光省と IATF の発行するガイドラインに基づいて運営するものとする。
11. 集会は、客席または会場の収容人数の 50%まで認められる。ただし、参加者は最低限の公衆衛生基準を厳守しなければならない。集会が行われる施設または会場は、労働雇用省(DOLE)の関連発行物に規定されている換気基準を厳守しなければならない。
12. 基礎教育のための対面式、または対面式の授業は中止する。基礎教育部門は、DEPED のガイドラインに沿って運営されるものとする。

高等教育および技術的職業教育訓練については、CHED および TESDA それぞれのガイドラインに基づき、限定的な対面式または対面式の授業が認められる場合がある。
13. 道路、鉄道、航路、空路での公共交通は、運輸省のガイドラインに定める輸送人員と手順での運行が認められる。
14. 法執行機関は、以下のいずれかの ID を認識するものとする。
 - (i)許可された事業所または個人を管轄する規制機関が発行する IATF ID。
 - (ii)MGCQ に基づいて許可された認定組織または施設が発行した有効な ID またはその他の関連文書
 - (iii) LGU が必要とする場合、必要な商品やサービスを利用するためのローカル ID。許可された施設・事業所の従業員に対しては、業務内容を証明する他の文書の提示を求めることはあっても、地域社会の検疫を特に免除する他の ID やパスを要求してはならない。
15. 貨物／配送用の車両、および公共事業会社が使用する車両の移動は妨げられないものとする。許可された施設のシャトルサービスは、最低限の公衆衛生基準を遵守しなければならない。
16. 屋内外の非接触型スポーツは認められている。非接触型スポーツとは、参加者が物理的に離れているスポーツや活動を指す。意図的または偶発的な身体的接触の可能性を最小限に抑えるスポーツや活動のことを指す。接触する可能性を最小限にするスポーツまたは活動を指す。ただし、該当する場合には、以下のような公衆衛生上の最低基準が適用される。マスクの着用、社会的な距離の維持、用具の共有など、公衆衛生上の最低基準が守られていること。器具を共有しないなど、最低限の公衆衛生基準を遵守すること。このために、15 歳未満および 65 歳以上の方は、屋外での非接触型スポーツおよび屋外での非接触型スポーツやその他の運動が認められる。
17. 前述の禁止事項に違反した場合、個人または団体の非協力に該当し、場合によっては共和国法第 11332 号の第 9 項で処罰される。別名「Mandatory Reporting of Notifiable Diseases and Health Events of Public Health Concern Act」として知られる共和国法 No.11332 の(d)または(e)項、およびその施行規則に基づいて処罰される。

※ 第 4 節第 9 項参照

※ 貿易産業省 覚書回覧 MC20-39(飲食業の営業ガイドライン、2020 年 7 月 17 日発表)

※ 貿易産業省 覚書回覧 MC20-38(理髪店と美容室の営業ガイドライン、2020年7月5日発表)
[https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/Memorandum+Circular+No.+20-38+\(Updated+Guidelines+for+Barbershops+and+Salons\).pdf](https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/Memorandum+Circular+No.+20-38+(Updated+Guidelines+for+Barbershops+and+Salons).pdf)

※ 貿易産業省 覚書回覧 MC20-53(旅行代理店のカテゴリー変更、2020年10月16日発表)
<https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/Memorandum+Circular+No.+20-53-signed.pdf>

※ 貿易産業省 覚書回覧 MC21-08(アミューズメント施設、ゲーム産業施設、観光産業施設のカテゴリー変更、2021年3月2日発表)
https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/COVID-19+Advisories/DTI+MC+No.+21-08_030121.pdf

第6節 隔離措置以降の感染対策

いずれの隔離措置も適用されていない地域は「ニューノーマル(感染症のまん延を防止するような新しい行動様式や基準。大規模な集会の禁止などが含まれるものと想定)」の状態となりうる。

第7節 ゾーン間、ゾーン内の移動に関するガイドライン

ゾーン: 隔離措置が同じ段階の地域

1. 陸路、海路、空路を問わず、また、隔離措置の段階(ECQ、MECQ、GCQ、MGCQ)を問わず、あらゆる貨物の移動は妨げられない。貨物輸送、トラック輸送、クーリエ配送、港湾運営など物流部門に従事する者も、貨物と同様に、自由に移動できる。全ての地方自治体は政府のルールを厳格に遵守する。なお、陸上の貨物輸送では、貨物の積載の有無を問わず、最大5人まで乗務可能とする。

地方自治体や地方の保健機関は、貨物輸送車に乗務する無症状の運転手や同乗者に14日間の隔離措置を求めるなど、政府のルールと整合しない指示を出してはならない。また、貨物輸送車に乗員席を追加設置するなどして、乗員間で十分な間隔を確保できるよう徹底ありたい。なお、検問所では警察が求めるチェックを受けるものとする。

2. A) 以下のAPOR(住居外での活動を政府当局に認められている者)は、あらゆる隔離措置段階の地域を自由に移動できる。国家警察はAPORのリストを公示し、定期的に更新するものとする。政府の認可を受けたシャトルサービスは隔離措置の段階を問わず、ゾーン間の移動が認められる。特に、医療や緊急対応に伴う移動は優先される。
 - 1) 保健関係者、緊急の感染対策を担う者
 - 2) 政府職員及び感染対策を担う政府の現場関係者
 - 3) 人道的支援活動を行う者
 - 4) 医療または人道的な理由で移動する者
 - 5) 国際線に搭乗するために空港へ向かっている者
 - 6) 目的地で営業/操業が認可されている職場またはIATFが許可した活動への通勤または業務のために越境移動し、用務終了後は再び越境して帰宅する者。また、以下の者もAPORと見なされる。
 - (ア) 居住地に帰還するフィリピン人海外就業者や在外フィリピン人
 - (イ) 政府が地方自治体の協力を得て移送する者
- B) 略
- C) OFW、海外留学生、人的交流の交換プログラム参加者、外国籍の永久居民、外国人は、どの空港または海港から出国しても良い。
- D) ワクチン接種の有無にかかわらず、全ての人がフィリピンのいずれかの港に入国する場合、以

下の入国、検査、隔離プロトコルに準拠するものとする。

- 1) 到着する全ての旅行者は、到着時に 14 日間の隔離措置を行う必要がある。最初の 10 日間は隔離施設で監視され、残りの期間は自宅で隔離措置を行う。
 - 2) RT-PCR 検査は、到着日を 1 日目とし、到着後 7 日目に実施する。検査結果が陰性であっても、到着した旅行者は 10 日間の隔離施設内で隔離期間を完了しなければならない。
 - 3) 隔離局は、10 日間の隔離期間中、厳格な症状の監視を行う。
 - 4) 上記は、特定のクラスの旅行者又は出身港について、IATF または大統領府によって承認された特別な議定書に従うものとする。
3. Non-APOR(住居外での活動を政府に認められていない者)でも、GCQ と MGCQ の地域間ならば、目的を問わず、地方自治体が別途設ける規制があればそれに従って、移動を認められる。地方自治体が本件に関する規制を設ける場合は適切な内容とし、導入の際は、内務省へ届ける(ボラカイ島の場合は IATF ボラカイ支部宛)。
4. Non-APOR(住居外での活動を政府に認められていない者)でも、GCQ や MGCQ の地域内ならば、目的を問わず、地方自治体が別途設ける規制があればそれに従って、移動を認められる。地方自治体が本件に関する規制を設ける場合は適切な内容とし、導入の際は、内務省へ届ける(ボラカイ島の場合は IATF ボラカイ支部宛)。
5. Non-APOR でも MGCQ 適用地域と隔離措置が適用されていない地域(ニューノーマル)の間ならば目的を問わず、地方自治体が別途定める規制があればそれに従って、移動が認められる。地方自治体が本件に関する規制を設ける場合は適切な内容とし、導入の際は、内務省へ届ける。

第 8 節 一般条項

1. 地方自治体は、MECQ、GCQ、MGCQ が施行されている地域において、政府のガイドラインに定めるルールが遵守されるよう、就業者以外の外出を公平かつ人道的に取り締まる条例を設けられたい。
2. すべての国の政府機関および民間企業は、保健省が設定した最低公衆衛生基準および関連する政府機関が設定したその他の基準を厳格に実施・施行するための方策を採用するものとする。
3. 全ての人は、国の政府機関や地方自治体が発行した既存のガイドラインに従って、外出時には常に顔全体を覆うフェイスシールドとフェイスマスク(耳栓型マスク、土着のマスク、再利用可能なマスク、DIY で作るマスク、その他の顔面保護具)を着用することが義務付けられている。
4. 医療従事者、政府機関で新型コロナウイルス対策に最前線で取り組む者、送還された海外フィリピン人労働者および帰国した海外フィリピン人、新型コロナウイルス事例(確定、回復、治療中を問わず)、および疑いのある事例、可能性のある事例に対する強制、名誉毀損、誹謗中傷、身体的傷害、賃貸借契約や雇用契約などの契約上の義務の不履行などの差別行為は、刑事、民事、および／または行政のいずれかで対処しなければならない。地方自治体は、これらの差別的行為を禁止し罰するために、必要な行政命令を出したり、条例を制定したりすることが求められる。
5. 本オムニバスガイドラインに定められた異なる地域検疫分類の規定にかかわらず、IATF は、例外的な状況において、地域、州、市、または自治体における新型コロナウイルスの状況に対処するために、規則の適用を中断し、または異なる地域検疫分類に適用される規則を採用することができる。

第 9～11 節 (略)

<ご参考⑤: 交通運行に関する情報>

MECQ におけるルール(2020 年 8 月 3 日、運輸省発表)

- ・ 新型コロナウイルスの感染対策に従事している関係者の輸送、認可された事業者の従業員送迎サービスはこの限りではない。
- ・ バス、ジープニー、タクシー、ライドシェアサービスなど公共交通は運休とする。トライシクルも運休とするが、内務省と地方自治体が許可する場合はこの限りではない。鉄道部門では、国鉄、LRT1 号線及び 2 号線、MRT3 号線は運休とする。
- ・ 私的な交通手段に関し、LTFRB から特別許可を得ている従業員送迎シャトルは定員の 50%以内で運行可能。私有車は乗用が認められている部門に限り、1 列に 2 名以下で運行可能。外出を認められている者が、従来の交通規則に従って、自転車、バイク、電動スクーターで移動することは可能である。

(運輸省の告知している図)

Public and Private Transport during the Modified Enhanced Community Quarantine (MECQ)

Public

Rail (PNR, LRT-1, LRT-2 MRT-3)	NOT ALLOWED (X)
Bus	NOT ALLOWED (X)
Jeepney	NOT ALLOWED (X)
Taxi	NOT ALLOWED (X)
TNVS	NOT ALLOWED (X)
Tricycle	NOT ALLOWED (X) Exceptions subject to DILG/ LGU guidelines
Public Shuttle	ALLOWED (✓) For Frontliners/Workers in Allowed Industries

Private

Company Shuttle	ALLOWED (✓) Special permit from LTFRB for rented shuttles (50% Capacity)
Personal vehicle	ALLOWED (✓) Person/Workers in permitted sectors/activities (2 persons per row)
Bicycle	ALLOWED (✓) 1 person max
Motorcycle	ALLOWED (✓) 1 person max
E-Scooter	ALLOWED (✓) 1 person max (subject to existing traffic regulations)

Legend: ✓ ALLOWED, X NOT ALLOWED

**Only Authorized Persons Outside of Residence (APOR), with proper ID, are permitted to go out and travel within city limits.*

@DOTrPH @DOTrPH www.dotr.gov.ph

2021 年 4 月 12 日からの MECQ 下での公共交通機関運行について(2021 年 4 月 12 日、運輸省発表)

運輸省は 4 月 12 日、マニラ首都圏およびその近隣州で課されている MECQ 下での公共交通機関の運行に関して、同省として運行および収容可能人数の制限を特段新たに課すことはなく、GCQ 下での運行条件の維持を認めることを発表した。

一方で、乗客は必要不可欠な渡航者と APOR(住居外での活動を政府当局に認められている者)に限られるとした。

(参考)

https://ptvnews.ph/dotr-no-fare-hike-no-changes-in-public-transport-capacity-under-mecq/?fbclid=IwAR0Xs_5awMP-c5Xy_JDU_Q3aiNjRTKJXFlbYYnVUqjKgh4PJex5BSI0iRII
<https://www.facebook.com/DOTrPH/posts/1994787747327018>

GCQ における公共交通運行ガイドライン(運輸省、2020 年 5 月 3 日発表)

公共交通を利用する際の共通ルール(10 月 14 日の運輸省発表による)

- ・ マスクとフェイスシールドの着用
- ・ 会話と通話、食事の禁止
- ・ 十分な換気の確保
- ・ こまめな消毒
- ・ 感染症状のある乗客を搭乗させない
- ・ 物理的な感覚の確保(「one-seat apart(1 席ずつ間隔を空けて座る)」ルール)

航空

- ・ GCQ においては、次のフライトの運行を認める。
 - 1) 政府及び軍のフライト
 - 2) 当局の指示に従う国際便
 - 3) 救命及び医療物資の輸送便
 - 4) 空運のために必要な業務用のフライト
 - 5) 同上
 - 6) 緊急機(国内の GCQ 下にある地域との国内便)
 - 7) その他、当局が必要と認めるフライト
- ・ 全ての乗員は、マスク、フェイスシールド、個人防護服を着用すること。
- ・ 有効な旅行関連文書を所持している乗客のみが、検温を受けたうえで、空港施設内に進入できる。
- ・ 空港施設内ではソーシャルディスタンスを確保しなければならない。
- ・ X 線検査、携行スキャナー、携行金属探知機等の機器を使って、非接触の方法で、保安検査を行う。
- ・ 携行荷物の上限は厳格に適用される。
- ・ 空港施設内では、保健当局が認定する者が新型コロナウイルスに関する検査を行う。
- ・ 航空機～空港施設内、搭乗ゲートエリアなど、空港施設内の結節点には消毒用アルコール／ハンドソープが常備され、出入口には履物(靴裏)を洗浄できる消毒プールを設ける。
- ・ 空港施設内に安全に関する情報やポスターを掲示し、情報の周知を図る。
- ・ インターネット、ソーシャル・ネットワーク・サービス等も活用して乗客への周知徹底を図る。
- ・ 全ての出入国客は、電子的な方法によって健康状態申告(Health Declaration)と乗客位置情報(Passenger Locator Form)を登録する。

海運

- ・ 当局の基準により、定員の 50%以下に乗員数を抑制する。
- ・ 港湾施設に進入する際は、健康状態申告(Health Protocol Forms)を提出し、検温を行う。
- ・ 港湾施設内、船舶内ではソーシャルディスタンスを確保しなければならない。
- ・ 港湾施設内において、乗客ターミナル、港湾合同庁舎等は物理的な距離を確保しなくてはならない。
- ・ 建物、船舶等の結節点等に消毒プールやハンドソープを設置し、常に清潔な状態を維持する。

- ・ 安全管理に必要な情報が周知徹底されるようにする。

道路

- ・ 当局の認可を受けた全ての公共車両は、安全、乗員数、Coverage/Scope の 3 点を重視する。
- ・ 安全とは、運転手がマスクと手袋を着用し、車両やターミナル、乗客が十分消毒された状態を確保し、ウィルスの感染と拡大を防止することである。
- ・ 乗員数とは、乗員がお互いに物理的な距離を確保できる乗員数である。
- ・ 公共交通として使用されるバスとジープニーは、運転手と車掌を除き、定員の 50% 以下を厳守する。
→10 月 14 日、運輸省は「one-seat apart (1 席ずつ間隔を空けて座る)」ルール of 早期導入を指示。
- ・ 乗り合いタクシーやタクシーは、乗客席に 2 名を超える乗客を乗せてはならない。助手席に 1 名を乗せることはできる。
- ・ トライシクルはサイドカーに乗客 1 名のみを乗せても良い。
- ・ 私有の自動車とバイクは IATF が外出を認める者のみが乗用できる。
- ・ 私用の自動車は、助手席に 1 名、乗客席に 1 列当たり 2 名まで、乗客を乗せることができる。
- ・ バイクは運転手のみ乗用できる(同じ家の住人 1 名は同乗可能)。他方で、自転車やそれに類する乗り物の利用は大いに奨励されるため、地方自治体は自転車等のレーンを設けるなど奨励策を講じられたい。
- ・ GCQ 施行エリアの各ルートを実行する公共交通車両は、その車両の乗員数で決まる。
- ・ バスのように多くの乗員を乗せる公共交通車両は優先的に運行を認められる。バスや近代化ジープニーでカバーできないエリアはジープニーや乗り合いタクシーの運行が認められる。
- ・ 陸運局はすでに公共交通車両の運行に関する特別免許の発行準備を完了しており、運転手や運行会社はオンラインで陸運局に申請されたい(無料)。
- ・ 私有車の所有者、公共交通車両の運転手と運行会社、公共／私営の交通ターミナルの運営会社で、このガイドラインを遵守しないものは罰せられる。

鉄道

- ・ マニラ首都圏で ECQ が解除された後(または 5 月 16 日以降)、LRT1 号線、LRT2 号線、MRT3 号線と国鉄は限定した乗員数で運行を再開する。
→10 月 19 日、運輸省は積載人員率を 13~18% から 30% に増やし、徐々に 50% まで上げていくと発表。
- ・ ECQ 施行前のルールと新型コロナウイルス対策に関わる各種ルールを踏まえて、運行を再開する。
- ・ 駅や車両内では、1m 以上の間隔を厳格に確保する。そのために必要な標識等を設置する。
- ・ 保健当局のルールにより、以下の者は駅に進入できない。
 - マスクを着用していない者
 - 新型コロナウイルスの感染症状がみられる者、37.8 度以上の熱がある者
 - 高齢者、20 歳以下の者、妊婦
- ・ 車両、駅構内等の消毒を励行し、消毒プールやハンドソープを設置し、常に清潔な状態を維持する。

2020 年 8 月 15 日より、公共交通の全乗客は、マスクに加えて、フェイスシールドの装着を義務とする。
(運輸省 覚書回覧 MC2020-014、2020 年 8 月 3 日発表)

(出所) フィリピン運輸省ウェブサイト

<http://dotr.gov.ph/55-dotrnews/1339-read-omnibus-public-transport-protocols-guidelines-set-by-the-department-of-transportation-dotr.html>

<https://www.facebook.com/DOTrPH/>

運輸省 覚書回覧 2020-2185

GCQ 下における陸上交通運行に関するガイドライン(2020 年 5 月 12 日発表)

<http://dotr.gov.ph/55-dotrnews/1479-read-the-land-transportation-office-philippines-lto-has-released-its-memorandum-circular-no-2020-2185.html>

<ご参考⑥:「職場における新型コロナウイルス感染防止・管理ガイドライン(追補版)」>

(出所) 貿易産業省及び労働省の共同覚書回覧 JMC20-04-A(2020年8月15日発表)
同文書の補足連絡 Advisory 20-01(2020年8月17日発表)、2020-04-A(同11月29日発表)

https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/Issuances+from+other+agencies/150820_DTI-DOLE+Joint+Memorandum+Circular+No.+20-04-A.pdf

https://www.dti.gov.ph/advisories/expanded-risk-based-testing/?fbclid=IwAR1Q-sElaCXQ7YAK4YkMKKIh8fFSW7eWFG0UUhVjhuzGYRji_JE9gDRkLFfU

https://www.dti.gov.ph/advisories/dti-dole-adv2003/?doing_wp_cron=1606782227.8377881050109863281250

(要旨)

I 適用範囲

全ての業種。PEZA やクラーク等の経済特区の入居企業も対象となる。

II 職場の安全と健康

A 身体面及び精神面の耐性向上

B 感染機会の削減

- マスクとフェイスシールドの着用、ソーシャルディスタンスの間隔確保、こまめな消毒、十分な換気、消毒液やペーパータオル等を職場の各所に常備、こまめな手洗いの励行を徹底。所定の場所で単独に限り喫煙可能。
- 経済特区または IPA(投資誘致機関)所管の区域に立地する、総資産※が1億ペソを超える大企業は、従業員のためにシャトルサービスを提供し、車内では陸運局の指示(LTFRB MC2020-061*等)に基づいて厳格に衛生管理を行う。乗員は、一つずつ座席の間隔を空けて座るか、または所要の隔壁を設置して全席使用可能とするか、いずれかとする。
- 従業員向け衛生管理研修の実施。

※ *Assets shall refer to total assets, inclusive of those arising from loans but exclusive of the land on which the particular business entity's office, plant and equipment are situated. (Section 3, Republic Act 9501 or the Magna Carta for MSMEs)*

* *LTFRB MC2020-061: マスクとフェイスシールドの着用。会話や飲食の禁止。十分な換気。こまめな消毒。座席は一つずつ間隔を空けるか、プラスチックの隔壁を設置して全席使用。*

C 接触機会の削減

- 15分以上の会合や多くの人が集会はビデオ会議とする。物理的な集会を開催する場合、会場の感染リスクに応じて参加者を管理する(例えば、機密性の高い会場は定員の10%以内、屋外など開放的な会場は50%以内)。
- 食事は各自が個別に取るのが望ましいが、食堂を使う場合は1m以上の間隔をとり、食器や調味料の共用やビュッフェ形式を避け、接触を最小化する。

D 感染期間の削減

- 職場や入居ビルへの進入時に検温を行い、記録をとること。

iii 無症状の者、感染徴候のある者の管理

A 感染徴候のある者への対応(遠隔、近接)

B 隔離と医療機関への取次

- 大規模または中規模の企業(※)、または複数の入居者を抱える事業所は、医務室とは別に、従業員200名あたりに1室の割合で、感染の徴候が見られる従業員を一時的に隔離する部屋を設けることが義務付けられる。
- 隔離部屋は換気を良くし、イスと専用のトイレを設置。2時間に1回の頻度で消毒。

- 関係者は医療関係者用の使い捨て防護服等を着用する。
- 商業施設やビルは、入口付近に、少なくとも1つ以上の隔離部屋を設ける。

C 接触履歴の把握

D 検査

- 保健省の方針に基づき、以下の職業に従事する者は、PCR 検査を受けても良い。
 - ◇ エルニド、ボラカイなど指定地域の観光業従事者(4週間に1回)
 - ◇ 特別警戒地区の製造業や公共サービス従事者(四半期に1回)
 - ◇ その他、次に挙げる職種の従事者(四半期に1回)
 - 運輸(公共交通の乗務員や運営関係者、配達サービスの配達員)、飲食(店員、調理師、管理者)、教育(教員、事務職)、金融(銀行窓口)、小売(レジ係等の店員)、他者との接触を伴うサービス(理容師、パーソナルケア、葬儀関係者、聖職者、駐車場スタッフ、警備員、配達員、ホテルの接客係)、建設・上下水道・廃棄物処理の現場作業員、裁判所の関係者、マスメディアの取材スタッフ
- 雇用主におかれては、従業員に経済的な負担をかけない形で、四半期に1度、従業員の検査を行うことを強く奨励する。

iv 衛生委員会(職業上の安全と健康に関する委員会: OSH 委員会)
職場に衛生委員会を設置する。同じビルに複数の事業所がある場合、ビル単位でも衛生委員会を設置する。

v 検査結果の関係当局への報告

vi 感染者が発生した場合の職場及び入居ビルの閉鎖と消毒
感染者が発生した場合、職場を消毒する。入居ビルは全館消毒の24時間前から封鎖し、消毒後24時間が経過してから再開する。

vii 感染者や濃厚接触者に対する福利厚生
従業員の福利厚生は関係法令等に基づいて行われるが、雇用主におかれては、感染者や濃厚接触者に対して、可能な限り病気休暇付与等の配慮をお願いしたい。

viii 本ガイドラインの実施状況の監視
貿易産業省、労働省、地方自治体は本ガイドラインが順守されているかを監視する。

ix ~ xi 略

(同ガイドラインの別添資料)

- A-1 従業員の健康状態チェックシート
- A-2 顧客／来訪者との接触記録フォーム
- B 検温後の対応例(基準値を超える体温が検出された場合の処置)
- C 症状の程度に応じた適切な隔離措置
- D 地域別の疫学・監視ユニット連絡先一覧
- E 専門家の推奨する感染者、濃厚接触者の職場復帰手順
- F 職場の事故／疾病報告フォーム(労働省)

(参考情報)

貿易産業省・労働省「職場における新型コロナウイルス感染防止・管理ガイドライン」

https://www.dole.gov.ph/php_assets/uploads/2020/05/DTI_and_DOLE_InterimGuidelinesonWorkplacePreventionandControlofCOVID19_3.pdf

保健省 覚書 2020-0220「暫定的な職場復帰ガイドライン」(2020年5月11日発表)

<https://www.doh.gov.ph/sites/default/files/health-update/dm2020-0220.pdf>

労働省 勸告 18「新型コロナウイルス対策費に関するガイドライン」(2020年5月16日発表)

<https://www.dole.gov.ph/news/labor-advisory-no-18-series-of-2020-guidelines-on-the-cost-of-covid-19-prevention-and-control-measures/>

くご参考⑦: NCR における Covid-19 対応のための警告レベル・システムの
試験的实施に関するガイドライン>
(2021 年 9 月 13 日施行、最新版は 2021 年 10 月 13 日付け改訂)

(出所) <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/09sep/20210913-Certified-Guidelines-for-Pilot-Areas.pdf>
改定内容 <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/09sept/20211013-IATF-Guidelines-RRD.pdf>

IATF は、ここに記載された前提条件を考慮して、COVID-19 に対する 3C (Closed、Crowded、Close Contact) 戦略の原則を禁止し、積極的に提唱するために、本ガイドラインを発行し、感染のさらなる拡大を抑制する。

パート1: 新型コロナウイルス対応のための警告レベル・システム

第1節 一般的ガイドライン

1. DOH は、パイロットエリアの警戒レベルを特定する。この地域は、宣言された警戒レベルに沿ったプロトコルに従うものとする。試験実施期間中、試験地域の分類は、特に指定のない限り、毎週行うものとする。
2. 試験地域の LGU は、データ分析に関する IATF サブテクニカルワーキンググループが提供するテンプレートに基づき、国家政府機関が決定したデータを、それぞれの地域機関間タスクフォース (RIATF) に日次ベースで提出するものとする。
3. 最低限の公衆衛生基準 (MPHS) は、DOH Administrative Order No 2021-0043 または施設の安全な再開のための最低公衆衛生基準に関するオムニバス・ガイドラインに沿って、常に実施されなければならない。
4. 新型コロナウイルスによる公衆衛生上の緊急事態が発生している間、保健施設の全職員に対する危険手当および特別危険手当の給付は、警戒レベル・システムの下で適用されるものとする。
5. 各警戒レベルで禁止されていない施設や活動については、小規模なロックダウンが行われている場所を除き、公衆衛生上の最低基準を満たす限り、施設内での営業が認められる。ただし、在宅勤務やその他の柔軟な勤務形態を適用しながら、最小限の収容能力で運営することが推奨される。このため、小規模なロックダウンが適用されていない地域に居住する当該施設の従業員の移動は制限されないものとする。
6. 警戒レベル 5 以外のすべての地域では、各警戒レベルの下で営業が許可されている施設は、既存の許容される会場・客席数に加えて、以下のように追加の会場・客席数を許可することができる。
 - a. 該当する施設がある地域で、新型コロナウイルスに対抗する国家タスクフォースのワクチンクラスターが定めた優先グループ A2 (高齢者) と優先グループ A3 (合併症のある成人) の両方のワクチン接種率が 70% を超えている場合は、さらに 20%。
 - b. 当該施設がセーフティーシール証明プログラムに基づいてセーフティーシール証明書を授与されている場合は、さらに 10%。

第2節 警戒レベル 5 のエリアのガイドライン

警戒レベル 5 に設定された地域は、フィリピンにおける地域隔離の実施に関する IATF オムニバスガイドライン (改正) で規定されている、強化された地域隔離に適用されるガイドラインを遵守するも

のとする。ECQ に適用される特典は、アラートレベル 5 でも適用される。

第3節 警戒レベル4のエリアのガイドライン

警戒レベル 4 に設定されたエリアでは、局所的なロックダウンが行われている部分を除き、以下のプロトコルを遵守しなければならない。

1. 目的地の LGU の合理的な規制に従い、(i) 18 歳未満の者、(ii) 社会的弱者、すなわち 65 歳以上の者、免疫不全、併存疾患、その他の健康上のリスクを有する者、および妊娠中の女性を除き、地域内および地域間の旅行が許可されるものとする。
 - a. 18 歳未満の人や社会的弱者は、現行の労働法、規則、規制に従って、必要な商品やサービスを入手したり、許可された産業や事業所で働くことができるようにする。
 - b. 完全に予防接種を受けた社会的弱者および 18 歳未満の者は、以下の活動への参加が認められる。
 - i. 目的地の LGU の合理的な規制に従うポイントツーポイント(P2P)旅行とステイケーションプログラムやステイケーションなど、観光局の専門市場。
 - ii. 各自の居住地以外での個人的な屋外運動。ただし、フェイスマスクの着用や社会的な距離の取り方など、最低限の公衆衛生基準や予防策が守られていることが条件となる。
2. 完全にワクチンを接種した人(社会的弱者を含む)は、本項で許可された活動に参加することができる。
3. 感染のリスクが高いと特徴づけられる以下の施設および/または活動は、警戒レベル 4 に分類される地域での**操業、または実施を許可されないものとする**。
 - a. IATF および/または大統領府が承認したものを除く、基礎教育のための Face to Face または対面式のクラス。
 - b. IATF および/または大統領府が承認したものを除く、高等教育または技術・職業教育・訓練のための対面式または対人式の授業。
 - c. 屋内・屋外を問わず、すべての接触型スポーツ
 - d. 映画館、ムービーハウス
 - e. 移動遊園地、遊戯場、および遊び場、プレイルーム、子供用の乗り物などの子供向けアミューズメント産業。
 - f. カラオケバー、バー、クラブ、コンサートホール、劇場など、生の声や管楽器の演奏者と聴衆がいる会場。
 - g. カジノ、競馬、闘鶏、コックピットの運営、宝くじ・賭博場、その他の賭博場(IATF または大統領府が許可した場合を除く)。
 - h. 同一世帯に属さない個人との住宅内での集まり。
4. 以下の施設または活動は、**セーフティーシール証明書が発行されていることを条件に、完全に予防接種を受けた人に限り、屋内会場の最大収容人数の 10%、屋外会場の最大収容人数の**

- 30%で運営または実施することができる。さらに、これらの施設のすべての労働者／従業員が新型コロナウイルスの完全な予防接種を受けており、最低限の公衆衛生基準が厳密に維持されていることを条件とする。さらに、これらの活動が行われる LGU からの異議申し立てがないことを条件とする。
- a) MICE(会議、インセンティブ、カンファレンス、イベント)のための屋内施設
 - b) パーティ、結婚披露宴、婚約パーティ、結婚記念日、デビューパーティ、誕生日パーティ、家族の再会、ブライダルシャワーやベビーシャワーなどの社会的イベントのための許可された会場。
 - c) 図書館、資料館、博物館、ギャラリー、展示物、公園、広場、公共の庭園、風光明媚な展望台や見晴らし台などの訪問者や観光客向けのアトラクション。
 - d) 遊園地、テーマパーク
インターネットカフェ、ビリヤード場、アミューズメント施設、ボウリング場、スケートリンク、アーチェリー場、スイミングプールなどの娯楽施設。
5. 以下の施設または活動は、完全に予防接種を受けた人に限り、屋内会場の最大収容人数の 10%、屋外会場の最大収容人数の 30%で運営または実施することが許可される。ただし、これらの施設のすべての労働者／従業員が新型コロナウイルスの完全な予防接種を受けており、最低限の公衆衛生基準が厳密に維持されていることが条件となる。さらに、これらの活動が行われる LGU からの反対がないことを条件とする。
- a. 対面式の宗教的集会。ただし、集会は宗教的な礼拝および／またはサービスの実施に限定されるものとし、行列やその他同様の移動式宗教集会は認められないものとする。ただし、牧師、司祭、ラビ、イマーム、その他の宗教的な聖職者、およびこれらの宗教団体の補助者が完全に予防接種を受けていること。
 - b. それぞれの政府機関が実施する免許試験または入学/資格試験、および IATF が承認した健康と安全のガイドラインに従って IATF が承認した専門試験。
 - c. 小規模スタンドアロンの食品提供ブース、食糧を売る小売店、レストラン、食堂などの食品調理施設での食事サービス(DTI セクター固有のプロトコルに従う)。
 - d. 理髪店、ヘア・スパ、ヘアサロン、ネイル・スパなどのパーソナルケア施設、およびエステティック/コスメティックサービスや施術、メイクアップサービス、サロン、スパ、リフレクソロジー、ホームサービスオプションを含むその他類似の施術を提供する施設(DTI のセクター別プロトコルに従う)。
 - e. フィットネススタジオ、ジム、非接触型のエクササイズやスポーツを行う場所(DTI セクター固有のプロトコルに従う)。ただし、利用者／クライアント、労働者／従業員が常にフェイスマスクを着用し、グループ活動が行われていないことが条件。
 - f. 映画、音楽、テレビ番組の制作。DTI、労働雇用省(DOLE)、保健省(DOH)が発行する共同ガイドラインに従うこと。
6. 新型コロナウイルス以外の原因で死亡した故人、あるいは新型コロナウイルスで死亡し火葬された故人の納骨式、通夜、埋葬、葬儀のための集まりは、故人との関係を十分に証明し、所定の最低公衆衛生基準を完全に遵守した上で、近親者に限定することを条件に許可されるもの

とする。

7. 政府の各省庁は、完全な稼働状態を維持し、在宅勤務やその他の柔軟な勤務形態を適用しながら、少なくとも 20% の現場能力を維持すること。

第4節 警戒レベル 3 のエリアのガイドライン

警戒レベル 3 に設定されたエリアでは、局所的なロックダウンが行われている部分を除き、以下のプロトコルを遵守しなければならない。

1. 地域内および地域間の移動は、LGU によって決定される可能性のある、年齢および併存疾患に基づく合理的な制限に従って許可されるものとする。この制限は、警戒レベル 4 で規定されているものよりも厳しいものであってはならず、それぞれの RIATF の監督、監視、評価を受けるものとする。ただし、18 歳未満の者および社会的弱者は、現行の労働法、規則、規制に従って、必要な商品やサービスを入手したり、許可された産業や事業所で働いたりするためのアクセスを認められるものとする。また、合併症や予防接種の有無にかかわらず、すべての年齢層に屋外での個人的な運動を許可する。
2. 感染のリスクが高いと特徴づけられる以下の施設および/または活動は、警戒レベル 3 に分類される地域での**操業、または実施を許可されないものとする**。
 - a. 基礎教育のための対面式または対面式のクラス。IATF および/または大統領府が事前に承認したものを除く。
 - b. IATF、ゲームアンドアミューズメント庁、フィリピンスポーツコミッションが採択した関連ガイドラインで規定され、当該ゲームが開催される LGU が承認したバブルタイプの下で行われるものを除く、接触型スポーツ。
 - c. 移動遊園地、遊戯場、および遊び場、プレイルーム、子供用の乗り物などの子供向けアミューズメント産業。
 - d. カラオケバー、クラブ、コンサートホール、劇場など、声や管楽器の生演奏者や観客がいる場所。
 - e. カジノ、競馬、闘鶏、コックピットの運営、宝くじ・賭博場、その他の賭博場(IATF または大統領府が許可した場合を除く)。
 - f. 同一世帯に属さない個人との住居内での集まり。
3. 以下の施設または活動は、完全にワクチン接種された個人に対してのみ、**最大 30% の屋内会場容量、および 50% の屋外会場容量で運営または実施することが許可されるものとする**。ただし、これらの施設のすべての労働者/従業員は新型コロナウイルスに対して完全にワクチン接種されており、最低限の公衆衛生基準(MPHS)は厳密に維持されるものとする。さらに、これらの活動が行われる可能性のある LGU からの異議はないことを条件とする。
 - a. MICE(会議、インセンティブ、カンファレンス、イベント)のための屋内施設
 - b. パーティ、結婚披露宴、婚約パーティ、結婚記念日、デビューパーティ、誕生日パーティ、家族の再会、ブライダルシャワーやベビーシャワー、モーターコース、近親者以外の人との住宅での集まりなどの社会的イベント

- c. 図書館、資料館、博物館、ギャラリー、展示物、公園、広場、公共の庭園、風光明媚な展望台や見晴らし台などの訪問者や観光客向けのアトラクション。
 - d. 遊園地やテーマパーク。
 - e. インターネットカフェ、ビリヤード場、アミューズメント施設、ボウリング場、スケートリンク、アーチェリー場、スイミングプールなどの娯楽施設
 - f. 映画館、ムービーハウス
 - g. 高等教育および技術・職業教育・訓練のための限定的な対面式または対面式の授業。
 - h. 対面式の宗教的集会、新型コロナウイルス以外の原因で死亡した人の納骨式、通夜、埋葬、葬儀のための集会、新型コロナウイルスの故人の火葬のための集会。
 - i. それぞれの政府機関が実施する免許試験または入学/資格試験、および IATF が承認する健康と安全のガイドラインに従って IATF が承認する専門試験。
 - j. 小規模スタンドアロンの食品提供ブース、食糧を売る小売店、レストラン、食堂などの食品調理施設での食事サービス(DTI セクター固有のプロトコルに従う)。
 - k. 理髪店、ヘア・スパ、ヘアサロン、ネイル・スパなどのパーソナルケア施設、およびエステティック/コスメティックサービスや施術、メイクアップサービス、サロン、スパ、リフレクソロジー、ホームサービスオプションを含むその他類似の施術を提供する施設(DTI のセクター別プロトコルに従う)。
 - l. フィットネススタジオ、ジム、非接触型のエクササイズやスポーツを行う場所(DTI セクター固有のプロトコルに従う)。ただし、利用者、クライアント、労働者、従業員が常にフェイスマスクを着用し、グループ活動が行われていないこと。
 - m. 映画、音楽、テレビ番組の制作。DTI、DOLE、DOH が発行する共同ガイドラインに従う。
4. 政府の各省庁は、完全な稼働状態を維持し、在宅勤務やその他の柔軟な勤務形態を適用しながら、少なくとも 30%の現場能力を維持すること。

第5節 警戒レベル 2 のエリアのガイドライン

警戒レベル 2 に設定されたエリアでは、局所的なロックダウンが行われている部分を除き、以下のプロトコルを遵守しなければならない。

1. 地域内および地域間の移動は、LGU によって決定される、年齢および合併症に基づく合理的な制限を条件として許可されるものとする。この制限は、警戒レベル 4 で規定されているものよりも厳しいものであってはならず、それぞれの RIATF の監督、監視、評価を受けるものとする。ただし、18 歳未満の者および社会的弱者は、現行の労働法、規則、規制に従って、必要な商品やサービスを手に入れたり、許可された産業や事業所で働いたりするためのアクセスを認められるものとする。また、合併症や予防接種の有無にかかわらず、すべての年齢層に屋外での個人的な運動を許可する
2. カジノ、競馬、闘鶏、コックピットの運営、宝くじ・賭博場、その他の賭博場は、IATF または大統領府が許可した場合を除き、警戒レベル 2 に分類される地域での営業や事業を許可してはならない。

3. 以下の施設または活動は、完全に予防接種を受けた人のみ、また予防接種を受けていなくても 18 歳未満の人は、屋内会場の最大収容人数の 50%、屋外会場の最大収容人数の 70%で運営、または実施することができるものとする。ただし、これらの施設のすべての労働者／従業員が新型コロナウイルスの完全な予防接種を受けており、最低限の公衆衛生基準(MPHS)が厳密に維持されていること。さらに、これらの活動が行われる LGU からの反対がないことを条件とする。
- a. MICE(会議、インセンティブ、カンファレンス、イベント)のための屋内施設
 - b. パーティ、結婚披露宴、婚約パーティ、結婚記念日、デビューパーティ、誕生日パーティ、家族の再会、ブライダルシャワーやベビーシャワー、モーターコース、近親者以外の人との住宅での集まりなどの社会的イベント
 - c. 図書館、資料館、博物館、ギャラリー、展示物、公園、広場、公共の庭園、風光明媚な展望台や見晴らし台などの訪問者や観光客向けのアトラクション。
 - d. 遊園地やテーマパーク。
 - e. インターネットカフェ、ビリヤード場、アミューズメント施設、ボウリング場、スケートリンク、アーチェリー場、スイミングプールなどの娯楽施設
 - f. 映画館、ムービーハウス
 - g. 大統領府の事前承認を得た基礎教育のための限定的な対面式または対面式のクラス
 - h. 高等教育および技術・職業教育・訓練のための限定的な対面式または対面式の授業。
 - i. 対面式の宗教的集会、新型コロナウイルス以外の原因で死亡した人の納骨式、通夜、埋葬、葬儀のための集会、新型コロナウイルスの故人の火葬のための集会。
 - j. それぞれの政府機関が実施する免許試験または入学/資格試験、および IATF が承認した健康と安全のガイドラインに従って IATF が承認した専門試験。
 - k. 小規模スタンドアロンの食品提供ブース、食糧を売る小売店、レストラン、食堂などの食品調理施設での食事サービス(DTI セクター固有のプロトコルに従う)。
 - l. 理髪店、ヘア・スパ、ヘアサロン、ネイル・スパなどのパーソナルケア施設、およびエステティック/コスメティックサービスや施術、メイクアップサービス、サロン、スパ、リフレクソロジー、その他類似の施術を提供する施設で、DTI のセクター別プロトコルに従うもの。
 - m. フィットネススタジオ、ジム、個人の非接触型エクササイズやスポーツを行う場所(DTI セクター固有のプロトコルに従う)ただし、利用者／クライアント、労働者／従業員が常にフェイスマスクを着用し、グループ活動が行われないこと。
 - n. 映画、音楽、テレビ番組の制作は、DTI、DOLE、DOH によって発行される共同ガイドラインに従う。
 - o. LGU によって承認された、当該ゲームが開催される接触型スポーツ。
 - p. 移動遊園地、／遊戯場、および遊び場、プレイルーム、子供用の乗り物などの子供向けアミューズメント産業。
 - q. カラオケ・バー、クラブ、コンサートホール、劇場など、生の声や管楽器の演奏者や観客がいる場所。
 - r. 同一世帯に属さない個人との住宅内での集まり。
4. 政府の各省庁は、完全な稼働状態を維持するものとする。完全に稼働し続けるものとし、在宅

勤務やその他の柔軟な勤務形態を適用しながら、少なくとも50%の現場能力を維持するものとする。在宅勤務やその他の柔軟な勤務形態を適用すること。

第6節 警戒レベル1のエリアのガイドライン

警戒レベル1に設定されたエリアでは、局所的なロックダウンが行われている部分を除き、以下のプロトコルを遵守しなければならない。

1. 地域内および地域間の旅行は、年齢や併存疾患に関係なく許可されるものとする。
2. すべての施設、個人、または活動は、最低限の公衆衛生基準に合致していることを条件に、現場または会場・客席の全定員で運営、作業、または実施することが認められている。

パート2: 局所(細分化された)ロックダウン実施に関するガイドライン

第1節 宣言の権限

地域機関間タスクフォース(RIATF)の同意を得た上で、構成する balan g ai、および管轄内の世帯員 1 名が確認された個々の家、住宅の建物、通り、ブロック、ブロック、小区域、および／または村について、きめ細かなロックダウンを行う権限が市および市の市長に与えられている。

第2節 実施のためのパラメータ

局所的ロックダウンの宣言における疫学的パラメータ(当該地域で実施される具体的な介入や活動を含む)は、2020 年 6 月 15 日付の国家タスクフォース新型コロナウイルス覚書回覧第 2 号、または「新型コロナウイルス対策国家行動計画の地域化におけるゾーニング封じ込め戦略の適用に関する運用ガイドライン」に準拠するものとする。

第3節 期間

局所的ロックダウンは、14 日以上期間とする。

第4節 効果

1. 各地域の最高責任者による小規模なロックダウンの宣言は、直ちに暫定的に有効となり、RIATF への適切な通知を含むものとする。RIATF は、当該宣言に基づいて直ちに行動するものとする。
2. IATF は、大統領令第 112 号(s.2020)に基づき、高度に都市化された都市および独立構成都市にロックダウンを課したり解除したりする権限を保持する。

第5節 セキュリティー

フィリピン国家警察(PNP)は、常に平和と秩序を確保しなければならない。警察は、ロックダウン・エリアでセキュリティ・プロトコルが維持されていることを確認しなければならない。

第6節 移動

フィリピンにおける地域隔離の実施に関する IATF オムニバスガイドライン(改正)に基づく「居住地外認定者」のリストは、局所的ロックダウンが行われている地域には適用されないものとする。病院、研究所、透析施設に勤務する医療従事者(HCW)と非医療従事者、および所属機関が職員の宿泊施設を提供できない場合は地域医療従事者、および粒状ロックダウンを実施する任務を負った制服を着た職員のみが、粒状ロックダウンが行われている区域内、区域内、区域外への移動を許可される。

1. 海外旅行に向かう海外フィリピン人労働者、および到着時に施設での検疫を完了した後に各住居に戻る労働者
2. 自宅または住居が粒状封鎖区域内にある人は、自宅または住居に戻ることを目的として当該区域に入ることができますが、その後は粒状封鎖期間中はその区域に留まらなければならない
3. 市町村の保健担当者が認めた緊急の治療を必要とする者など、例外的な状況にある者。
4. 食料品や生活必需品は、LGU が指定した地域境の集積所でのみ受け渡しが可能。

第7節 要支援者への対応

局所的ロックダウンが行われている地域内の世帯は、それぞれの LGU および社会福祉開発省 (DSWD) が、関連するガイドラインに基づいて支援を行う。

第8節 報告

1. LGU は、内務・地方政府省に対し、所定のフォーマットに従って、詳細なロックダウンの詳細を報告するものとし、その後、それぞれの NTF 地域タスクフォースに提出するものとする。
2. RTF は、地域内の詳細なロックダウンを受けているすべての地域を監視し、監視レポートを新型コロナウイルス対策国家タスクフォースに提供する。対新型コロナウイルス国家タスクフォースに監視報告を行う。

第9節 ガイドラインの統合

局所的ロックダウンの実施に関する内務省および地方政府の後継の発行物がある場合は、本ガイドラインの不可欠な部分を構成するものとする。